



給湯省エネ
2025事業



住宅省エネポータル 操作説明書

交付申請等 編

2025年4月14日版

住宅の種類や給湯器発注者の区分により、選択する申請方法が異なります。ご注意ください。
ひとつの戸別申請において、複数住戸に行った給湯器の設置について交付申請を行うことはできません。
(ひとつの工事請負契約により複数住戸への設置を行った場合も、住戸毎に戸別申請を行ってください)

住宅の種類	給湯器発注者の区分	利用できる申請方法
戸建住宅	全ての発注者	戸別申請 本書をご確認ください
共同住宅等*1*2	下記以外の発注者	一括申請 本書ではありません 操作説明書 一括申請をご確認ください
	建物内の全住戸の所有者	
	管理組合または管理組合法人	

*1 共同住宅等の一部の住戸(複数である場合を含む)を所有するオーナーが、所有する住戸にまとめて給湯器の設置を行った場合、**戸別申請から、各住戸毎に交付申請(予約を含む)**を行ってください。

*2 2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅、マンション、長屋を含む)をいいます。

給湯省エネ2025事業事務局

ホームページ
<https://kyutou-shoene2025.meti.go.jp/>

現在、お問い合わせ窓口は、たくさんのお電話を
いただいております。繋がりにくくなっております。
ご案内できることはホームページに記載しております。
お問い合わせが多いものは、よくあるご質問にも反映
してまいります。
まずは上記ホームページ内の**よくあるご質問**を
必ずご確認ください。

住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口
 **0570-022-004** 受付時間 / 9:00～17:00
(IP電話等からのお問い合わせ先) (土・日・祝含む)
03-6629-1601

※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、
対応しません。

《住宅省エネポータルの推奨環境》

OS : Windows 11 / macOS 14

ブラウザ : Microsoft Edge / Firefox / Google Chrome / Safari (いずれも最新版)

※上記環境であってもパソコン設定により、ご利用できない、正しく表示されない場合があります。

【住宅省エネポータル操作説明書 種類一覧】

住宅省エネ2025キャンペーン(以下、「本キャンペーン」という)および各事業のホームページから閲覧・ダウンロードできます。
また、本書の前に、『住宅省エネ2025キャンペーン 住宅省エネポータルの利用の前に』をご確認ください。

本書	操作説明書の種類		説明内容
 住宅省エネ2025キャンペーン	住宅省エネポータルの利用の前に		◆ポータルとは ◆ポータルの構成 ◆アカウントの種類 ◆アカウントの機能について
	統括アカウント編		◆住宅省エネ支援事業者の事業者登録 ◆利用者情報の登録 ◆公表情報の登録 ◆口座の登録 ◆GXへの協力表明
	GXアカウント編		◆GX建築事業者の事業者登録 ◆GXへの協力表明
	担当者アカウント編		◆ログインについて ◆利用者情報の登録 ◆統括アカウントとの連携 ◆入力した情報の検索
	ワンストップ申請編	リフォーム(戸別)	◆リフォーム(戸別)のワンストップ申請(予約を含む)
		リフォーム(一括)	◆リフォーム(一括)のワンストップ申請(予約を含む)
 子育てグリーン住宅支援事業	交付申請等編	注文住宅の新築	◆各事業個別の交付申請(予約含む) ◆不備の訂正 ◆入力した情報の検索
		新築分譲住宅の購入	
		賃貸住宅の新築	
		リフォーム(戸別)	
		リフォーム(一括)	
 先進的窓ノベ2025事業	交付申請等編	リフォーム工事(戸別)	◆各事業個別の交付申請(予約含む) ◆不備の訂正 ◆入力した情報の検索
		リフォーム工事(一括)	
 給湯省エネ2025事業	交付申請等編	戸別申請	
		一括申請	
 賃貸集合給湯省エネ2025事業	交付申請等編	リフォーム工事タイプ リース利用タイプ	

はじめに

3

ポータル操作にあたって 3
操作・入力に関する基本事項 4

第1章 TOP画面の機能と構成

7

①本事業の専用ポータル TOP画面の構成 8
②交付申請(予約を含む)の検索・再編集 10

第2章 ポータルの手続き手順・新規作成

13

交付申請(予約を含む)の手順：手続きフロー 14
交付申請(予約を含む)の新規作成画面 15

第3章 交付申請(予約を含む)の登録

17

交付申請(予約を含む) | 詳細画面 18
交付申請(予約を含む) | 入力画面 20
交付申請(予約を含む) | 添付書類登録画面 42
交付申請(予約を含む) | 工事写真 添付書類登録画面 44
【補足】工事写真撮影アプリ
共有URLの入手について 48
【補足】交付申請(予約を含む)
提出後の画面について 50

≪不備があった場合≫ 後日公開予定

第4章 その他

51

各書類のダウンロード 後日公開予定

予約の有効期限について 52
変更依頼(担当者アカウント) 53
交付決定後の共同事業 後日公開予定

第5章 参考資料

60

交付申請(予約を含む) | 詳細画面の管理情報について 61

第6章 変更履歴

63

ポータル操作にあたって

住宅省エネポータルは、基本的に画面の指示に従って操作することで
交付申請(予約を含む)を作成し、提出できるように作られています。

以下の **Point** を確認し、実際に操作を行ってください。

(不明な箇所は本説明書を参照してください。必ずしも全てに目を通す必要はありません)

Point 1 画面上部のボタンにおける、必要な操作とその順番

交付申請の詳細画面の上部には、申請における手続き順に下図のボタンが並びます。
左から右まで順番に押し、表示される画面の指示に従って入力してください。

緑色 のボタンはその時に必要な操作を、**グレー** のボタンは不要な操作を表しています。

左から順にクリックして入力 → 右まで行くと申請が完了



Point 2 入力欄は画面の上から順番に入力

編集画面において表示された入力欄は、原則、入力が必要(*マークで表現)です。(それ以前に入力した内容によって入力が不要と判断された項目は、入力できない(グレーアウト)、または表示がされません)
入力上の注意点は周辺に表示されます。

(例)

給湯器(1台目)の設置工事の 着手日 *必須マーク	西暦 年 月 日	※(交付のみ) 未来日は登録不可 ※契約日および2024年11月22日以降であること ※予約の場合は予定日を入力
-------------------------------------	---	--

Point 3 添付が必要な書類は、添付画面上部に一覧表示

提出書類の添付は、全ての入力が完了した後に行います。
入力内容に応じて必要な書類は異なります。書類添付画面の上部に必要な書類を一覧で表示しています。
なお、**各書類の詳細説明(ガイド)**や**指定様式・書式のダウンロードページへのリンクボタン**も表示されます。

(例)

添付タイプ	1	2	3	4
※1.【給湯器工事】共同事業実施期間	※2.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※3.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※4.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※5.【給湯器工事】共同事業実施期間外
※6.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※7.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※8.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※9.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※10.【給湯器工事】共同事業実施期間外
※11.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※12.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※13.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※14.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※15.【給湯器工事】共同事業実施期間外
※16.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※17.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※18.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※19.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※20.【給湯器工事】共同事業実施期間外
※21.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※22.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※23.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※24.【給湯器工事】共同事業実施期間外	※25.【給湯器工事】共同事業実施期間外

- 1 添付が必要な書類名称(添付タイプ)
- 2 添付する書類の注意事項
- 3 添付する書類の詳細資料へのリンクボタン
- 4 指定の様式・書式がある場合、ダウンロードページへのリンクボタン

Point 4 入力や添付のエラーは、各画面上部に一覧表示

入力内容が正しくない、添付に漏れがある場合、各画面の上部に赤字でエラーが表示されます。
エラーが表示された場合、**該当箇所を修正しなければ、先に進むことができません。**

(例)

エラーが発生しました。

- ・(EG50001400) 必須項目が入力または選択されていません。 | 給湯器を設置した住宅の所在地 丁目番地等
- ・(EG81001900) 対象期間外です。(未来日になっています。) | 給湯器(1台目)の設置工事の着手日
- ・(EG81002900) 日付が正しくありません。(着工前の引渡しは不可) | 引渡日

エラーコード
(管理用)

エラーの内容

エラーの項目名

操作・入力に関する基本事項

以下の基本事項をご確認のうえ、ポータル操作を行ってください。

【ボタン操作(保存・画面遷移)】

入力した情報の保存や画面遷移の際にクリックするボタンは、それぞれ役割が異なります。
入力済みの情報を保存せず、破棄するボタンもあるため、役割をご理解ください。
(以下に記載のないボタンもありますが、該当ページにて説明を記載しています)

入力完了

すべての情報の入力完了後、保存する際にクリックしてください。

◆エラー(入力内容の適否・必須項目の入力漏れ等)のチェックを行います。(保存後は、所定の画面に遷移します)

エラーがない場合は、次の手続きに進むことができます。

エラーがある場合は、下図のように画面上部に内容が表示されます。エラー箇所を訂正のうえ、再度クリックしてください。

(エラーがある場合は保存されません)

エラーが発生しました。

- (EG54000200) 必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者・氏名 氏
- (EG54000800) 必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者・生年月日

仮保存(チェックなし)

入力した情報を保存する際にクリックしてください。

◆入力作業の中断等、一時的に保存したい場合にご使用ください。エラーのチェックは行いません。

仮保存の状態では、手続きを進めることはできません。

入力続ける(更新)

入力しているページにて、入力済みの内容にエラーがないか、途中で確認する際にクリックしてください。

◆エラー(入力内容の適否・必須項目の入力漏れ等)のチェックを行います。

エラーがある場合は、画面上部に内容が表示されます。エラー箇所を訂正のうえ、再度クリックしてください。

(エラーがある場合は保存されません)

[詳細へ戻る](#)[🏠 TOPに戻る](#)

保存せずに所定の画面に戻る際にクリックしてください。

◆入力・編集した内容を保存せずに元の画面に遷移します。

前回保存した状態に戻ります。編集を取りやめたい場合等にご使用ください。

【入力欄】

入力欄・選択肢の非表示・非活性(グレーアウト)

◆入力した内容により、情報が不要となる項目は、入力欄や選択肢が非表示またはグレー表示となり、入力・選択できなくなります。

※必ず画面の上から順番に入力を行ってください。

例) 住宅所有区分で[その他]以外を選択した場合、その他の詳細入力欄は非活性

住宅所有区分	◎ 持家(自己居住用) ○ 持家(別荘等) ○ 貸家 ○ 社宅 ○ 借家 ○ その他 ()
--------	--

【住所の入力について】

各入力欄での住所入力方法および注意事項は、基本共通です。下記手順に沿って入力してください。

Step1 【住所入力】ボタンをクリック

Step2 【住所検索】画面にて郵便番号を入力、【検索】ボタンをクリックし、検索結果に表示された候補から該当するものを選択、【確定】ボタンをクリック

《郵便番号が不明 / 私書箱を利用されている場合》

何も入力せずに【検索】ボタンをクリックし、「郵便番号を入力してください」の表示で【OK】をクリックすると、【自分で入力する】ボタンが表示されます。クリックして住所を直接入力してください。

Step3 【丁目番地等】以降を入力

※【丁目番地等】欄の入力例

○⇒ 1-1 2-3 (全角数字・ハイフン)

×⇒ 1丁目12番3号(半角数字・ハイフン未使用)

《該当する住所が検索結果に表示されない場合等、自身で直接入力する際の注意事項》

- ・住所は、住居表示で入力してください。(住居表示が未定の場合は、地名地番で入力してください)
- ・[都道府県]欄は、都道府県を省略せず入力してください。(例：東京都⇒○ 東京⇒×)
- ・政令指定都市の場合、市名・区名を[市区町村]欄に入力してください。(例：横浜市西区の場合⇒[市区町村]欄に「横浜市西区」と入力)
- ・地名(例：「千代田区霞が関」の「霞が関」)は[丁目番地等]欄に入力してください。

第1章 TOP画面の機能と構成

戸別申請

K1

K2

K3

L

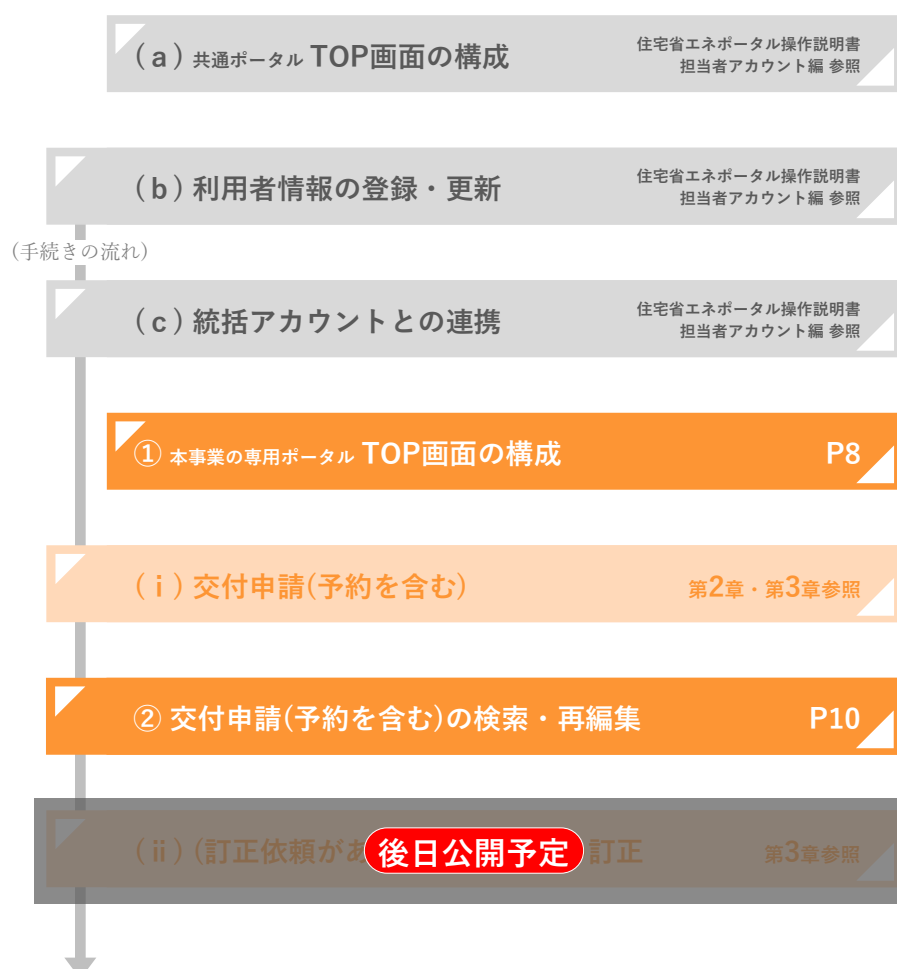
【手続きの流れと本書での解説】

本章では、給湯省エネ2025事業(以下「本事業」という)の専用ポータル[TOP]画面およびその機能と構成について解説を行います。

(i)は第2～3章、(ii)は第3章で解説を行います。そちらを参照してください。

なお、(i)の前には、必ず(b)「利用者情報の登録」および(c)「統括アカウントとの連携」を完了する必要があります。

(b)(c)については『住宅省エネ2025キャンペーン 住宅省エネポータル操作説明書 担当者アカウント編』にて解説していますので、そちらを参照ください。



① 本事業の専用ポータル TOP画面の構成

共通ポータルTOP画面から、専用ポータルの切り替えの[[専用ポータル③]給湯省エネ2025事業]をクリックすると、本事業の専用ポータルの[TOP]画面に切り替わります。

【本事業の専用ポータル TOP画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

1

2

3

4

5

6

7

8

ブラウザ利用（推奨）※ブラウザは、最新バージョンに更新してください。

【専用ポータル③】給湯省エネ2025事業

ホーム エネ 次部

TOPに戻る 新規申請（予約を含む） 交付申請検索 変更依頼（給湯省エネ）

TOP（担当者アカウント）

専用ポータルの切り替え

共通ポータル

【専用ポータル①】子育てグリーン住宅支援事業

【専用ポータル②】先重約置リノベ2025事業

【専用ポータル③】給湯省エネ2025事業

【専用ポータル④】賃貸集合給湯省エネ2025事業

給湯省エネ2025事業全体のお知らせ情報

お知らせ情報はありません。

あなたへのお知らせ情報

給湯省エネ2025事業に提出された交付申請（予約を含む）に対して、審査完了や不備の訂正依頼等のお知らせが表示されます。
（共通ポータルからのアカウントの利用権限で、メール受信設定を「受信する」にしている場合、登録されているメールアドレスにも同様のメールが送付されています。）

お知らせ日割

タイトル

前を表示 次を表示

検索画面を表示する

アカウントの利用者情報

氏名

苗字

名

次部

メール受信設定

○ 受け取る ○ 受け取らない

共通ポータルから変更する

※メール受信設定は全事業共通です。事業ごとの設定は行いません。

補助事業ポータル関連資料

https://kyutou-shoene2025.meti.go.jp/portal-download/

交付申請（予約を含む）を確認する

下表に直近に作成・編集した交付申請の一部を表示しています。（【詳細】で詳細情報が確認できます。）
全ての交付申請を確認したい場合、表の下【交付申請の検索・再編集】ボタンから「交付申請（予約を含む）」検索画面に遷移し、検索を行ってください。

	申請タイプ	受注区分	申請作成日	交付申請番号	申請区分	ステータス	共同事業者 氏名	共同事業者 法人・管理組合	対象住宅住所	最終更新日	予約提出日	予約期限日	予約申請済
詳細	購入・工事タイプ（戸別）	リフォーム	2025/04/15	Q000000000	交付申請	作成中	住宅 太郎		東京都千代田区豊が第1丁	2025/04/15			0
詳細	リース利用タイプ（戸別）	リフォーム	2025/04/15	Q000000000	交付申請	作成中	住宅 次郎			2025/04/15			0
詳細	リース利用タイプ（戸別）	新築分譲住宅	2025/04/15	Q000000000	交付申請	作成中	住宅 三郎			2025/04/15			0
詳細	リース利用タイプ（戸別）	新築注文住宅	2025/04/15	Q000000000	交付申請	作成中	住宅 四郎			2025/04/15			0

交付申請の検索・再編集

※交付申請の新規作成は、画面上部のメニューバー（「TOPに戻る」の右の箇所）の【新規申請（予約を含む）】から行います。

■ 新着・不備・訂正依頼一覧

訂正が必要な交付申請が、新規申請と一緒に表示されます。
全ての訂正が必要な交付申請を確認したい場合、【交付申請の検索・再編集】ボタンから「交付申請（予約を含む）」検索画面に遷移し、【訂正依頼】ステータスの交付申請を検索してください。

	不備訂正依頼日	不備訂正期限日	申請タイプ	受注区分	申請作成日	交付申請番号	申請区分	ステータス	共同事業者 氏名	共同事業者 法人・管理組合	対象住宅住所	最終更新日	予約提出日	予約期限
--	---------	---------	-------	------	-------	--------	------	-------	----------	---------------	--------	-------	-------	------

▼ 注意事項

<パスワードは定期的に更新してください>
第三者による不正利用を防ぐために、定期的なパスワードの変更をお願いしています。
パスワードは、ユーザ情報変更から変更することができます。

▼ 各種リンク

- 住宅省エネ2025キャンペーン ホームページ
https://jstaku-shoene2025.meti.go.jp/
- 子育てグリーン住宅支援事業 ホームページ
https://kosodate-green.mlit.go.jp/
- 先重約置リノベ2025事業 ホームページ
https://wonder-renovation2025.env.go.jp/
- 給湯省エネ2025事業 ホームページ
https://kyutou-shoene2025.meti.go.jp/
- 賃貸集合給湯省エネ2025事業 ホームページ
https://chintai-shoene2025.meti.go.jp/

▼ 検索ブラウザ

この機能は、以下のOSおよびウェブブラウザでご利用頂くことを推奨します。
推奨環境であっても端末の設定によっては、ご利用できない場合や正しく表示・出力されない場合があります。

<推奨環境>
OS: Windows 11 / macOS 14
ブラウザ: Microsoft Edge, Firefox, Google Chrome, Safari（いずれも最新版）

各項目の詳細

本事業の専用ポータルTOP画面

1 メニューバー

- ◆ポータル利用時に常に表示されているヘッダーです。
- ◆[TOPに戻る]ボタンから[TOP]画面に遷移することができます。
- ◆[新規申請(予約を含む)]ボタンから、[交付申請(予約を含む)の新規作成]画面に遷移することができます。
- ◆[交付申請検索]ボタンから、[交付申請(予約を含む) | 検索画面]に遷移することができます。
- ◆[変更依頼(給湯省エネ)]ボタンから[登録情報の変更依頼]画面に遷移することができます。

2 共通ポータル・各構成事業専用ポータルの切り替え

- ◆[共通ポータル] [[専用ポータル①]子育てグリーン住宅支援事業][[専用ポータル②]先進的窓リノベ2025事業][[専用ポータル④]賃貸集合給湯省エネ2025事業]ボタンから、共通ポータルや各構成事業の専用ポータル[TOP]画面が別タブで表示されます。

※統括アカウントから参加申告をしていない構成事業のボタンは非活性となり、当該専用ポータルを表示することができません。

3 給湯省エネ2025事業全体のお知らせ情報

- ◆給湯省エネ2025事業事務局(以下「事務局」という)からの、ポータルの利用者に向けた本事業に関するお知らせ事項を確認できます。
- ◆メールでの通知は行われませんので、定期的に確認してください。

4 あなたへのお知らせ情報

- ◆事務局から、本アカウント利用者宛に、本事業に関する**個別**のお知らせ事項がある場合に表示します。
- ◆メール受信設定を「受信する」にしている場合、登録されているメールアドレスに同様のメールが送付されます。

5 本アカウントの利用者情報

- ◆本担当者アカウントの利用者氏名が表示されます。
- ◆審査進捗のメール受信設定状況を確認できます。
[共通ポータルから変更する]をクリックすると、共通ポータルの[本アカウントの利用者情報 | 詳細画面]が開き、設定を変更できます。(この設定はすべての構成事業で共通です。構成事業ごとの設定は行えません)
- ◆[補助事業ポータル関連資料]欄のURLをクリックすると、本事業ホームページの「ポータル関連資料」ページが別タブで表示されます。

6 交付申請(予約を含む)を確認する

- ◆本事業で直近に作成・編集した交付申請(予約を含む)の一部が確認できます。(未登録の場合、表示されません)
[詳細]をクリックすることで、当該申請の[詳細]画面に遷移することができます。
- ◆[交付申請の検索・再編集]ボタンから[交付申請(予約を含む) | 検索画面]に遷移し、条件を設定して過去に作成した交付申請を検索することができます。(P10～11参照)

7 新着 | 不備・訂正依頼一覧

- ◆提出した交付申請(予約を含む)に不備がある場合、事務局から訂正の依頼を受けることがあります。
- ◆不備の訂正が必要な交付申請(予約を含む)が新着順に一部表示されます。(依頼がない場合、表示されません)
[詳細]をクリックすることで、当該交付申請(予約を含む)の[詳細]画面に遷移することができます。
- ◆**6**の[交付申請の検索・再編集]ボタンから、[検索画面]において、不備の訂正が必要な交付申請(予約を含む)の絞り込みを行うことができます。

8 注意事項 / 各種リンク / 推奨ブラウザ

- ◆本アカウントのパスワードは定期的に変更してください。
- ◆本事業の重要な情報は、ホームページ上で公表されます。定期的に確認してください。
- ◆推奨されないブラウザ等では、正しく動かない場合があります。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 検索画面

1 交付申請(予約を含む)の登録時の情報を、検索条件として設定することで絞り込みが可能

- ◆[交付申請番号]は、交付申請(予約を含む)の登録時に付番される固有の番号(Q+数字9桁(Qは半角大文字))です。
なお、完全一致した場合のみ検索結果に表示されます。(Qが小文字、0が足りない場合など、検索できません)
- ◆[ステータス](交付申請ステータスともいう)とは、当該交付申請(予約を含む)の進捗の状態を示すものです。
[ステータス]ごとの状態については、P62を参照ください。
- ◆[CSV Download]ボタンをクリックすると、設定した検索条件に合致する交付申請(予約を含む)のリストデータをCSV形式でダウンロードすることができます。

2 検索条件に合致する交付申請(予約を含む)を表示

- ◆検索条件を未設定の状態で[検索]ボタンをクリックすると、登録されているすべての交付申請(予約を含む)が表示されます。

※検索結果に表示されない場合

交付申請(予約を含む)の[入力]画面において、正しく[仮保存(チェックなし)]または[入力完了]ボタンがクリックされず、保存されていない可能性があります。再度登録を行い、正しく保存を行ってください。
(登録後、登録データが消えることはありません)



給湯省エネ
2025事業

第2章

ポータルの手続き手順 ・新規作成

戸別申請

K1

K2

K3

L

交付申請(予約を含む)の手順：手続きフロー

交付申請(予約を含む)は、以下の手順で手続きを行います。

※交付申請の予約および交付申請の手続きが可能となる時期は、以下のとおりです。

申請タイプ	設置する住宅	手続き可能な時期	
		交付申請の予約	交付申請
購入・工事	新築注文住宅	建築着工以降*	住宅の引渡し以降
	新築分譲住宅	不動産売買契約の締結以降	
	既存住宅(リフォーム)	契約工事全体の着手以降	工事の引渡し以降、 または共同事業者による給湯器の利用開始以降
	既存住宅(交換条件付購入)	不動産売買契約の締結以降	住宅の引渡し以降
リース利用	新築注文住宅	リース契約の締結以降	住宅の引渡し以降
	新築分譲住宅		工事の引渡し以降、 または共同事業者による給湯器の利用開始以降
	既存住宅(リフォーム)		

* 新築注文住宅を複数の事業者と契約(分離発注)して建築を行う場合は、補助対象製品(1台目)の設置を含む工事請負契約の締結以降



◆ 交付申請の予約を行った場合、住宅の引渡し・工事の引渡し等の後、
⑥から申請手続きを行ってください。

交付申請(予約を含む)の新規作成画面

交付申請(予約を含む)の新規作成は[交付申請(予約を含む)の新規作成]画面で行います。

メニューバーにある[新規申請(予約を含む)]ボタンをクリックしてください。

[交付申請(予約を含む)の新規作成]画面が表示されます。

なお、[統括アカウント]が事業者登録時に申告していない補助対象事業について交付申請を行うことはできません。(ボタンはグレーで表示されます)

【交付申請(予約を含む)の新規作成画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

ブラウザの「戻る」ボタンは
使用できません。

【専用ポータル③】給湯省エネ2025事業

省エネ 次部

TOPに戻る 新規申請 (予約を含む) 交付申請検索 変更依頼 (給湯省エネ)

交付申請 (予約を含む) の新規作成

TOPに戻る

● 交付申請 (予約を含む) を作成する

■ 交付申請について

本事業の交付申請の提出は、契約に含まれる工事に完了、引き渡し後に行います。
提出後、交付申請の申請ステータスが「審査中」「訂正依頼」「交付決定」については、予算が確保されます。
(交付申請の申請ステータスが「作成中」「編集完了」「受付却下」「申請取下」「誤申請」は、予算が確保されません。)

□ 交付申請の予約について

本事業の交付申請の予約の提出は、契約に含まれる最も早い工事(補助対象外の工事を含む)の着手以降に行います。
提出後、申請ステータスが「審査中」「訂正依頼」「予約済」については、予算が確保されます。
(予約の申請ステータスが「作成中」「編集完了」「受付却下」「申請取下」「誤申請」については、予算が確保されません。)
また、予約の承認後、予約期限内に交付申請を提出することで、引き続き予算は確保されます。
(予約期限が超過し「受付却下」された場合であっても、交付申請の受付期間内であれば、改めて交付申請及び予約の提出を行うことができます。)

○ 口座の登録について

交付申請 (予約を含む) の提出には、予め統括アカウントにより登録された口座が、事務局の審査により承認されている必要があります。
(口座の登録については、統括アカウントの利用者にご確認ください。)

戸別申請 : 戸建住宅や共同住宅の1住戸に対する給湯器の導入

該当する申請タイプを選択してください。
選択を誤った場合、交付申請の作成中に変更することはできません。(改めて正しい申請タイプで新規作成をする必要があります)

申請タイプ	既存住宅※1※2	新築住宅※1	
	リフォーム	注文	分譲
購入・工事	1 リフォーム&工事	2 注文&工事	3 分譲&工事
	4 リフォーム&リース	5 注文&リース	6 分譲&リース

※1 新築住宅とは、完成(確認申請における検査済証の発出日とする)から1年未満または人の居住の用に供していない住宅をいう。
既存住宅とは、新築住宅以外の住宅をいう。

一括申請 : 共同住宅の複数住戸に対する給湯器の導入

該当する申請タイプを選択してください。
選択を誤った場合、交付申請の作成中に変更することはできません。(改めて正しい申請タイプで新規作成をする必要があります)

申請タイプ	既存住宅※1※2	新築住宅※1	
	リフォーム	注文	分譲
購入・工事	7 リフォーム&工事	8 注文&工事	-
	9 リフォーム&リース	10 注文&リース	11 分譲&リース

※1 新築住宅とは、完成(確認申請における検査済証の発出日とする)から1年未満または人の居住の用に供していない住宅をいう。
既存住宅とは、新築住宅以外の住宅をいう。

※提出された交付申請(予約を含む)であっても、「事務局が要件を満たさないと判断した」「指定した期限までに不備訂正がされない」等の場合、交付申請は却下されることがあります。
却下された交付申請(予約を含む)に補助金は交付されません。(改めて要件を満たすことができる場合、再申請は可能です。)

TOPに戻る

戸別・一括申請ごとに申請タイプ別の新規作成ボタンが表示されます。
申請するタイプに応じたボタンをクリックしてください。

申請タイプ				ボタン名称	ボタン位置	概要と参照するページ
戸別申請	購入・工事	既存住宅	リフォーム	[リフォーム&工事]		戸別申請の交付申請(予約を含む)を新規に作成します。 本書で解説します。(P17～参照)
		新築住宅	注文	[注文&工事]		
			分譲	[分譲&工事]		
	リース利用	既存住宅	リフォーム	[リフォーム&リース]		
		新築住宅	注文	[注文&リース]		
			分譲	[分譲&リース]		
一括申請	購入・工事	既存住宅	リフォーム	[リフォーム&工事]		一括申請の交付申請(予約を含む)を新規に作成します。 『住宅省エネポータル 操作説明書(交付申請等編 一括申請)』で解説します。
		新築住宅	注文	[注文&工事]		
	リース利用	既存住宅	リフォーム	[リフォーム&リース]		
		新築住宅	注文	[注文&リース]		
			分譲	[分譲&リース]		

※既存住宅の交換条件付購入の新規作成画面は準備中です。

第3章

交付申請(予約を含む) の登録

戸別申請

K1

K2

K3

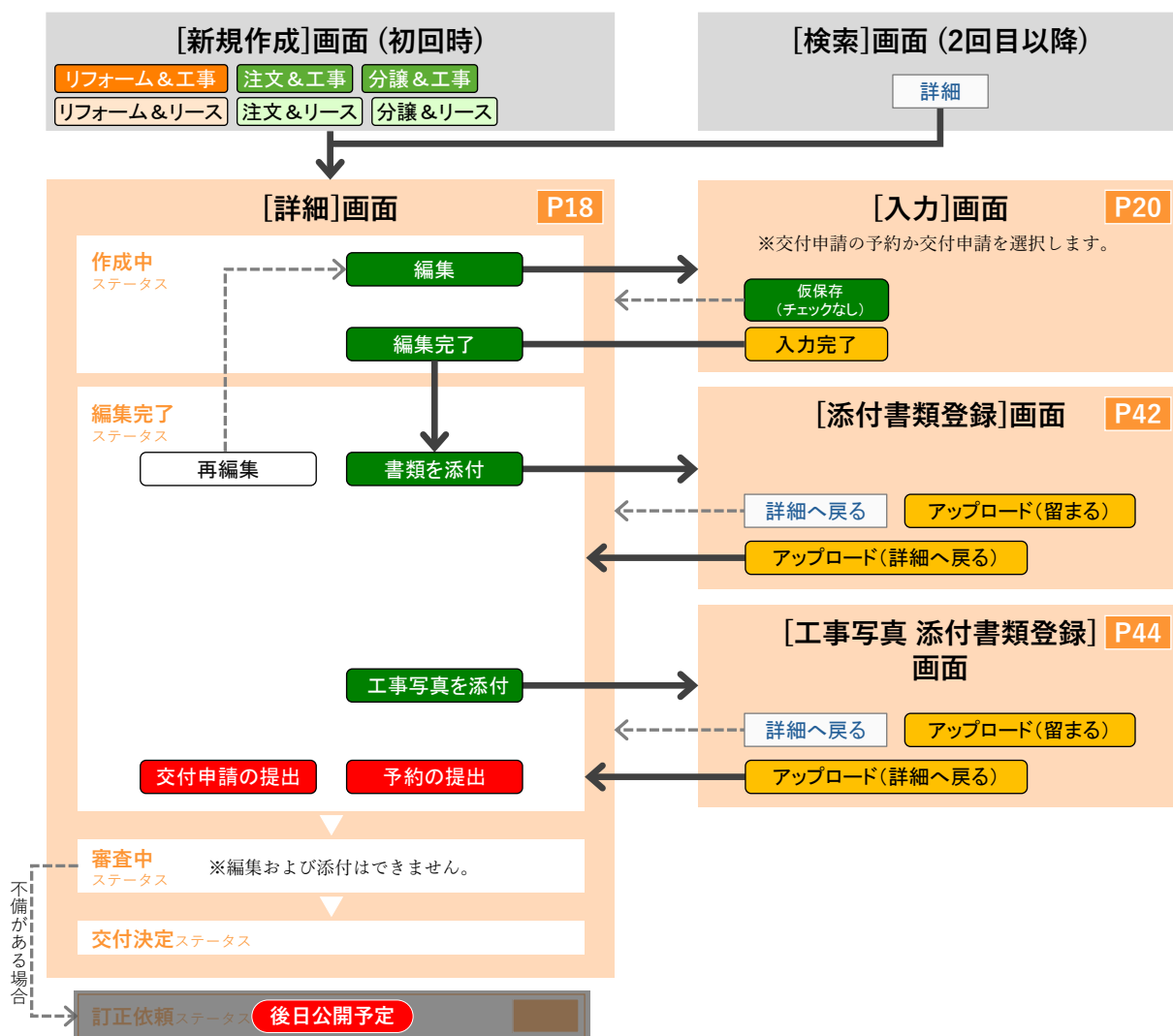
L

【登録における画面構成と手続きのイメージ】

交付申請(予約を含む)は、以下の4つの画面で構成されます。

- ◆【詳細】画面 : [入力]画面や[添付書類登録]画面で登録した情報を確認し、編集完了・提出等、ステータスの変更を行う画面です。
- ◆【入力】画面 : 交付申請(予約を含む)の情報を入力、保存する画面です。
- ◆【添付書類登録】画面 : 工事写真以外の申請書類をアップロードする画面です。
- ◆【工事写真 添付書類登録】画面 : 工事写真をアップロードする画面です。

登録手続き全体のフローは以下のとおりです。



交付申請(予約を含む) | 詳細画面

①交付申請(予約を含む)の新規作成／③編集完了／⑤提出

新規作成を行うと交付申請番号が付番された[詳細]画面に遷移します。
(以降、検索からも表示することができます)

[詳細]画面は、交付申請(予約を含む)の登録状況を確認できる画面です。

ここでは、**編集完了**や**交付申請の提出・予約の提出**といった、当該交付申請(予約を含む)の[交付申請ステータス]を進めることができます。

【交付申請(予約を含む) | 詳細画面(交付申請ステータス[作成中])のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

1

編集 ⇒ 編集完了 ⇒ 書類を添付 ⇒ 工事写真を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出

2

提出申請

【専用ポータル③】給湯省エネ2025事業

TOPに戻る 新規申請 (予約を含む) 交付申請検索 変更依頼 (給湯省エネ)

交付申請 (予約を含む) | 詳細画面 購入・工事 (戸別)

◆ 下のボタンの左から右に順番に手続きを進めることで、交付申請 (予約を含む) を作成できます。

◆ 提出書類の添付 (アップロード) は、全ての必要情報を入力し【編集完了】後に行います。
(入力内容により、添付が必要な書類が指定されます。)

◆ 全ての書類の添付後に、【予約の提出】または【交付申請の提出】を行うことができます。

◆ 審査完了または不備訂正依頼時には、登録されているメールアドレスに通知されます。
(通知設定を「受け取る」に設定している場合に限りです。)

1

2

3

4

5

6

1

2

管理情報

作成日

2025/04/15

最終更新日

2025/04/15

交付申請番号

Q400000000

申請タイプ

購入・工事 (戸別)

共同事業者 (氏)

既存

共同事業者 (名)

リフォーム

交付申請ステータス

作成中

最終ステータス遷移日

2025/04/15

交付申請提出日

交付申請額 (予約を含む)

0

交付決定日

交付確定額

交付確定日

予約期間

※予約の審査中に工事完了した場合、新規に交付申請を作成、提出できます。
ただし、必ず本予約は「却下依頼」を行ってください。

予約提出日

不備訂正期間

※不備訂正期限の期間に再度の案内は行いませんので、ご注意ください。

不備訂正依頼日

法人名 (番号)

〇〇株式会社

登録事業者番号

5000000

実績となった交付申請 (1件目)

工事前写真登録義務申請 (他のアカウンを含む)

☐ あり

※ ヲがある場合、正しい工事前写真が提出できない場合は、補助金の交付を受けることはできません。

※必ず入力してください。

(1) 補助事業の概要

エネルギー小売区分

☒ 他社取り扱い工事 (子会社等が契約するケースを含む)
☐ 自社取り扱い工事

申請区分

☐ 交付申請の予約
☒ 交付申請

発注者区分

☒ 個人 ☐ 法人

・支店コード

・支店名

・預金種別

☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 預金 ☐ その他

・口座番号

補助金の還元方法

☐ 補助事業に係る契約代金に充当する方法
☐ 現金で支払う方法

◆添付した書類の情報◆ 添付表示

添付タイプ

ファイル名称

添付日

セット番号

備考

※間違えて添付した書類の削除は、【編集完了】ボタンの押下後に行うことができます。(【削除】ボタンが表示されます。)
ただし、交付申請の提出後、添付した書類の削除はできません。
※「備考」欄は、利用者が任意に利用できますが、審査には考慮されませんので、ご注意ください。
(事務局からの指示に基づき入力した情報を除く。)

◆不備内容◆

事務局から不備の訂正依頼を受けた場合、以下に不備内容が表示されます。
内容を確認の上、不備訂正期限までに訂正を行ってください。
交付申請の予約については、管理情報に表示されている「予約期限」までに交付申請の提出がされない場合、
失効し受付却下となります。ただし、失効した場合も、申請期間内で改めて交付申請 (予約を含む) を行うことができます。
※不備訂正期限によらず予約期限を超過した場合、受付却下となりますのでご注意ください。

No

不備内容

不備訂正方法

別画面で表示する

※別画面 (タブ) で開きます。(過去の不備履歴も確認できます。)

◆事務局からの連絡事項◆

当該申請に関して連絡事項がある場合のみ事務局が入力を行います。

1

2

編集 ⇒ 編集完了 ⇒ 書類を添付 ⇒ 工事写真を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出

提出申請

18

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 詳細画面

1 登録手続きを進めるためのボタン

◆手続きの進捗に応じて、以下のとおり表示が変わります。(グレーのボタンはクリックできません)

①	編集 ⇒ 編集完了 ⇒ 書類を添付 ⇒ 工事写真を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出
	◆交付申請(予約を含む)情報の登録が必要な状態です。 ◆[編集]ボタンから、[入力]画面に遷移して必要項目を入力し、[入力完了]ボタンをクリックしてください。 ◆入力後、内容が正しいことを確認し、[編集完了]ボタンをクリックしてください。
②	編集 ⇒ 再編集 ⇒ 書類を添付 ⇒ 工事写真を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出
	◆ 編集完了 を行い、申請書類・工事写真の添付が必要な状態です。 ◆[書類を添付][工事写真を添付]ボタンから、[添付書類登録][工事写真 添付書類登録]画面に遷移して、必要な書類を添付してください。 (交付申請の予約時は、工事写真の添付は不要です。[工事写真を添付]ボタンはグレーとなります) ※再度登録情報の編集が必要な場合、[再編集]ボタンをクリックすることで、①の状態に戻すことができます。
③	≪交付申請の場合≫ 編集 ⇒ 再編集 ⇒ 書類を添付 ⇒ 工事写真を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出
	≪交付申請の予約の場合≫ 編集 ⇒ 再編集 ⇒ 書類を添付 ⇒ 工事写真を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出 ◆申請書類・工事写真が添付された状態です。 ◆正しく書類を添付した後、[交付申請の提出]ボタンまたは[予約の提出]ボタンをクリックしてください。 ※必要な書類のすべてが添付されていない場合、画面上部にエラーが表示されます。

◆③の交付申請(予約を含む)の提出後、**却下依頼** ボタンが表示されます。
提出後に誤りに気が付いた場合等、事務局の審査を中断したい場合にクリックしてください。
[受付却下]のステータスとなり、編集が可能になります。
([受付却下]のステータスでは、補助金相当額の前算は確保されません)

2 不要な交付申請(予約を含む)の交付申請ステータスを[誤申請]に変更

- ◆[誤申請]後も検索画面から確認できます。
- ◆交付申請ステータスの状態については、P62を参照ください。

管理情報

3 交付申請(予約を含む)の概要や申請状況等を表示

- ◆管理情報に表示される各項目の詳細はP61を参照ください。
- ◆交付申請ステータスの状態については、P62を参照ください。

(1)補助事業の概要～(5)補助金等の情報

4 交付申請(予約を含む)情報の入力で入力した内容を表示(P20～41)

◆添付した書類の情報◆

5 申請書類の添付・工事写真の添付でアップロードしたファイルを表示(P42～47)

- ◆添付した書類の確認や、誤ってアップロードした書類・写真の削除ができます。

◆不備内容◆

≪当該交付申請(予約を含む)に不備がある場合のみ≫

6 当該交付申請(予約を含む)の不備内容・訂正方法を表示

交付申請(予約を含む) | 入力画面

⑤ 交付申請(予約を含む)情報の入力

交付申請(予約を含む)情報の入力は[交付申請(予約を含む) | 入力]画面で行います。

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ①】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

エナジーの「優待」ボタンは
使用できません

【専用ポータル③】給湯省エネ2025事業

給湯省エネ 次画 >

TOPに案内

新規申請（予約を含む）

交付申請検索

変更依頼（給湯省エネ）

交付申請（予約を含む） | 入力画面

購入・工事（戸別）

1

保存（チェックなし）

入力完了

続へ戻る

*は必ず入力してください。
（1）補助事業の概要

2

エネルギー小売区分*

☒ 他社取り扱い工事（子会社等が契約するケースを含む）

※エネルギー利用契約が確認できる書類（検針票や領収書等）の提出が必要です。

☐ 自社取り扱い工事

3

申請区分*

☐ 交付申請の予約

☒ 交付申請

※それぞれの手続きが可能になる時期はごちろ

4

発注者区分*

☐ 個人

☐ 法人

5

受注区分*

☒ 新築注文住宅

☐ 新築分譲住宅

☐ リフォーム

☐ 交換条件付購入（新しい給湯器との交換が売買契約の条件に付されているもの）

※受注区分の変更は行えません。選択を誤った場合は【新規申請（予約を含む）】から正しい受注区分で新たに作成する必要があります

6

建物区分*

☐ 戸建

☐ 共同住宅等（店舗併用、二世帯住宅を含む）

※二世帯住宅、長屋、賃貸併用住宅は、共同住宅等を選択してください。
ただし、二世帯住宅に設置した2台の給湯器をまとめて申請する場合、「戸建」を選択しても差し支えありません。
※店舗併用住宅は、戸建を選択してください。
※共同住宅等の管理組合や賃貸オーナーが、複数戸に一括して給湯器を導入する場合、「購入・工事タイプ（一括）」※準備中※から申請してください。

7

住宅所有区分*

☐ 持家（自己居住用）

☐ 持家（別荘等）

☐ 賃貸

☐ 社宅

☐ 借家

☐ その他（

）

8

給湯器を設置した
住宅の所在地*

契約書に記載された工事場所、住宅の所在地等と一致すること。

〒

住所入力

都道府県

市区町村

丁目番地等

※市区町村以外の地名は「丁目番地等」欄へ入力し、数字は全角数字で入力してください。
例が例1-12-3⇒例が例1丁目12番3号⇒×

建物名

※戸建住宅は入力不要です。

部屋番号

※戸建住宅は入力不要です。

☐ 建物名・部屋番号がない場合、チェックしてください（入力不要になります）
（二世帯住宅、長屋、店舗併用住宅等）

9

入力続ける（更新）

※ここまで入力が入力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

（2）契約および工事の情報

建設工事の工事請負契約日*

西暦

年

月

日

※未末日は登録不可
※注文書・注文請書で契約を締結した場合、請書に記載の請負日を入力
※分譲発生住宅を建築する場合、給湯器を含む契約の締結日を入力（当該契約を予約）

建築着工日*

西暦

年

月

日

※未末日は登録不可
※契約日より2024年11月22日以降であること

引渡日（予約は予定日）*

西暦

年

月

日

※未末日は登録不可（予約を除く）
※予約期限（搬出する日から3か月）までに引渡しできない工事の予約は行いません。

建築事業者名*

※建築工事の工事請負契約書に記載のある事業者名を入力
※株式会社等は省略せずに入力（×（株）（有））
※個人事業主は屋号がある場合、屋号を入力

代表者氏名*

☐ 屋号のない個人事業主

氏

名

※個人事業主の場合、本人の氏名

入力続ける（更新）

※ここまで入力が入力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

（3）高効率給湯器の情報

給湯器①*

※給湯省エネ事業の補助金が購買品については、その売価（1製品当たり）の入力が必要です。

☐ エネファーム以外の給湯器

☐ エネファーム

※入力した型番が、本事業の補助対象外（補助額0円）の場合、入力を継続できません（給湯器②が補助対象の場合を含む）

補助申請に
関する経費

基本補助額

入力欄を追加

給湯省エネ事業に要した費用（A）

¥0

※（A）は、交付決定通知等の共同事業者の保管を要する書類に記載されます。ご注意ください。
※給湯省エネ事業の申請にあたっては、「製品売価」「工事費」について、概算金額の申告が必要です。
申請額の合計（A）が、給湯省エネの補助額を下回る場合、当該事業に交付申請を行うことはできません。
「製品売価」は、「製品型番・型式」を入力した給湯器1台あたり「躯体・付属品等除く」の販売価格で入力してください。（消費税別）
「工事費」は、「製品型番・型式」を入力した給湯器1台あたりの設置工事にあつた費用の概算を入力してください。（消費税別）
なお、設置に要する材料費を含み、運搬、廃棄物処理、他の設備等の工事費、現場経費を除きます。
※補助対象となる給湯器の設置工事と一時的に不同とな費用については、工事費に含めて構いません。
（個々費用を含めないかについては、各事業者にて判断願います）
※建設の工事について一式で計上された費用は、本事業の補助対象である給湯器の

！ 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、**一部の項目が予約時から変更できません。**
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ◆ 予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
- ◆ 予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
- ※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、「誤申請」)し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面①

1 登録手続きを進めるためのボタン

- ◆[仮保存(チェックなし)]ボタン ⇒ 入力漏れ等のエラーチェックを行わず、入力した内容を保存します。保存後は[詳細]画面に遷移します。
- ◆[入力完了]ボタン ⇒ 入力漏れ等のエラーチェックを行ってから保存します。保存後は[詳細]画面に遷移します。エラーがある場合、下図のように画面上部に内容が表示され、保存されません。

エラーが発生しました。

- ・(EG54000400) 必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者・氏名 ウジ
- ・(EG54000800) 必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者・生年月日

(1) 補助事業の概要

2 <給湯省エネ事業者アカウントを[エネルギー小売事業者]として登録した場合>

給湯省エネ事業者のエネルギー小売区分について該当するものを選択

- ◆エネルギー小売事業者として申請を代行する場合、購入・工事タイプでは[他社取り扱い工事(子会社等が契約するケースを含む)]、リース利用タイプでは[他社取り扱いリース(子会社等が契約するケースを含む)]を選択。
当該選択した場合は、『建築主/住宅購入者/工事発注者/リース利用者とのエネルギー販売契約が確認できる書類』(エネルギー利用料金の領収書等)の提出が必要です。
- ◆エネルギー小売事業者としての申請代行ではない場合、購入・工事タイプでは[自社取り扱い工事]、リース利用タイプでは[自社取り扱いリース]を選択してください。

3 申請する手続きに該当するものを選択

- ◆交付申請の予約、および、交付申請の手続きが可能となる時期は、以下のとおりです。

申請タイプ	設置する住宅	手続き可能な時期	
		交付申請の予約	交付申請
購入・工事	新築注文住宅	建築着工以降*	住宅の引渡し以降
	新築分譲住宅	不動産売買契約の締結以降	
	既存住宅(リフォーム)	契約工事全体の着手以降	工事の引渡し以降、または共同事業者による給湯器の利用開始以降
	既存住宅(交換条件付購入)	不動産売買契約の締結以降	住宅の引渡し以降
リース利用	新築注文住宅	リース契約の締結以降	住宅の引渡し以降
	新築分譲住宅		工事の引渡し以降、または共同事業者による給湯器の利用開始以降
	既存住宅(リフォーム)		

*新築注文住宅を複数の事業者と契約(分離発注)して建築を行う場合は、補助対象製品(1台目)の設置を含む工事請負契約の締結以降

4 予⇒交 変更不可 給湯器の発注者が該当するものを選択

5 予⇒交 変更不可 給湯器を設置する住宅が該当する受注区分を確認

- ◆交付申請(予約を含む)新規作成画面で選択した内容により、自動で入力されます。

6 予⇒交 変更不可 建物区分について給湯器を設置する住宅が該当するものを選択

- ◆2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅、マンション、長屋含む)は[共同住宅等]を選択してください。
ただし、二世帯住宅に設置した2台の給湯器をまとめて申請する場合、[戸建]を選択しても問題ありません。
- ◆共同住宅等の管理組合や賃貸オーナーが、複数住戸に一括して給湯器を導入する場合、「一括申請」から申請してください。
(表紙・P15～16参照)
- ◆店舗併用住宅であっても、1つの住戸を有する建物の場合は、「戸建」を選択してください。

7 予⇒交 変更不可 住宅所有区分について給湯器を設置する住宅が該当するものを選択

- ◆[その他]を選択した場合は、区分を入力してください。

8 予⇒交 変更不可 給湯器を設置する住宅の所在地を入力

- ◆添付する『工事請負契約書』、『不動産売買契約書』または『リース契約書』に記載された工事(設置)場所・住宅の所在地等と一致していることが必要です。
- ◆住所の入力方法については、P5を参照ください。
- ◆共同住宅等(二世帯住宅を含む)で部屋番号がない場合は、[部屋番号]欄下の□にチェックしてください。
(建物名・部屋番号は入力不要になります)

9 2 ～ 8 の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

- ◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。
入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

続き

交付申請(予約を含む) | 入力画面

⑤ 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ②-1】

《[購入・工事/新築注文住宅]の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

☐ 建物・部屋番号がない場合、チェックしてください（入力不要になります）
☐ （二世帯住宅、長屋、店舗併用住宅等）

入力値を確認（更新） ※ここまで入力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

（２）契約および工事の情報

1	工事の工事請負契約日*	西暦 年 月 日	※未末日は登録不可 ※注文書・注文請書で契約を締結した場合、請書に記載の請負日を入力 ※分譲売主で住宅を建設する場合、給湯器を含む契約の締結日を入力（当該契約を添付）
2	着工日*	西暦 年 月 日	※未末日は登録不可 ※契約日より2024年11月22日以降であること
3	日（予約は予定日）*	西暦 年 月 日	※未末日は登録不可（予約を除く） ※予約期限（提出する日から3か月）までに引渡しができない工事は予約は行えません。
4	建築事業者名*		※建築工事の工事請負契約書に記載のある事業者名を入力 ※株式会社等は省略せずに入力（×（株）（有）） ※個人事業主で署名がある場合、屋号を入力
	☐ 屋号のない個人事業主		
	代表者氏名*	氏 名	※個人事業主の場合、本人の氏名

入力値を確認（更新） ※ここまで入力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

（３）補助金給湯器の情報

基本補助額	給湯器①*	※給湯省エネ事業の補助額は購買品については、その売価（１製品当たり）の入力が必要です。 ○ エネファーム以外の給湯器 ○ エネファーム ※入力した型番が、本事業の補助対象外（補助額0円）の場合、入力を継続できません（給湯器②が補助対象の場合を含む）															
	補助申請に関わる経費	給湯省エネ事業に要した費用（A） ￥0 ※（A）は、交付決定通知等の共同事業者の保管を要する書類に記載されます。ご注意ください。 ＊：給湯省エネ事業の申請にあたっては、「製品売価」「工事費」について、概算金額の申告が必要です。 申告額の合計（A）が、給湯省エネの補助額を下回る場合、当該事業に交付申請を行うことはできません。 「製品売価」は、「製品型番・型式」を入力した給湯器1台あたり（単体・付属品等除く）の販売価格で入力してください。（消費税別） 「工事費」は、「製品型番・型式」を入力した給湯器1台あたりの設置工事に要した費用の概算を入力してください。（消費税別） なお、設置に要する敷料費を含み、運搬、廃棄物処理、他の設備等の工事費、現場経費を除きます。 ▽補助対象となる給湯器の設置工事と一時的に不可欠な費用については、工事費に含めて構いません。 （個々費用を定めるのが難しい場合には、各事業者にて判断いたします） ▽複数の工事について一式で計上された費用は、本事業の補助対象である給湯器の販売価格の合計金額とその他の設備等の販売価格の合計金額との比率に応じて、按分してください。															
	基本補助額の確認	補助額確認（更新） <table border="1"> <thead> <tr> <th>現在</th> <th>給湯省エネ補助額</th> <th>子育てエコ補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>￥0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> （参考） <table border="1"> <thead> <tr> <th>給湯省エネ補助額</th> <th>子育てエコ補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>￥0</td> <td>￥0</td> </tr> </tbody> </table>		現在	給湯省エネ補助額	子育てエコ補助額		￥0		給湯省エネ補助額	子育てエコ補助額	￥0	￥0				
現在	給湯省エネ補助額	子育てエコ補助額															
	￥0																
給湯省エネ補助額	子育てエコ補助額																
￥0	￥0																
加算①	性能加算額	基本補助額で入力した給湯器は、以下の方法により加算を受けられる場合があります。 各加算要件を満たす場合、追加情報を入力し、追加提出書類を添付してください。 （加算要件を満たすことができない給湯器の場合、入力欄は表示されません。） ※給湯器本体が加算要件を満たす場合、追加情報の入力および追加提出書類の添付は不要です。 ※A要件において、方法が2つ表示された場合、両方に該当する場合はいずれかのみの入力してください。（加算額は変わりません）															
加算②	撤去加算額	基本補助額で入力した給湯器の設置と同時に以下の機器を撤去する場合、補助額の加算を受けることができます。 ※電気温水器は設置した給湯器の台数、電気蒸気暖房機は2台／戸を上限とします。															
補助額の確認	補助額確認（更新） <table border="1"> <thead> <tr> <th>現在</th> <th>基本額</th> <th>性能加算額</th> <th>撤去加算額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>￥0</td> <td>￥0</td> <td>￥0</td> <td>￥0</td> </tr> </tbody> </table> （参考） <table border="1"> <thead> <tr> <th>給湯省エネ補助額</th> <th>子育てエコ補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>￥0</td> <td>￥0</td> </tr> </tbody> </table>			現在	基本額	性能加算額	撤去加算額	合計		￥0	￥0	￥0	￥0	給湯省エネ補助額	子育てエコ補助額	￥0	￥0
現在	基本額	性能加算額	撤去加算額	合計													
	￥0	￥0	￥0	￥0													
給湯省エネ補助額	子育てエコ補助額																
￥0	￥0																

入力値を確認（更新） ※ここまで入力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

（４）共同事業者（個人） ※工事関係者、建築士、住宅購入者等

！ 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ◆予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
- ◆予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
- ※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、「誤申請」)し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面②-1

(2) 契約および工事の情報

10 自身が該当する契約および工事の情報を入力

※『交付申請(予約を含む)新規作成』画面で選択した内容により入力項目が変わります。
該当する申請タイプ、受注区分を確認し、下記ページを参照ください。

購入・工事				リース利用		
新築注文住宅	新築分譲住宅	既存住宅 (リフォーム)	既存住宅 (交換条件付購入)	新築注文住宅	新築分譲住宅	既存住宅 (リフォーム)
P22～23	P24～25	P24～25	P26～27	P26～27		P28～29

11 10 の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

- ◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。
入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

≪[購入・工事/新築注文住宅]の場合の 10 入力≫

1 予⇒交 変更不可 新築注文住宅建築工事の工事請負契約日を西暦で入力〔数字〕

- ◆変更契約の有無に関わらず、原契約の締結日を入力してください。
- ◆建築着工日以前の契約が対象です。
- ◆添付する『工事請負契約書(原契約)』で契約日を確認することが必要です。
- ◆注文書・注文請書で契約を締結した場合、請書に記載の請負日を入力してください。
- ◆分離発注で住宅を建築する場合、給湯器の設置を含む契約の締結日を入力してください。
- ◆契約前の入力はできません。(未来日の入力は不可)

2 予⇒交 変更不可 新築注文住宅の建築着工日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約日および2024年11月22日以降に建築着工したものが対象です。
 - ◆建築着工前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
- ※建築着工し、申請書類がすべて揃い次第、交付申請の予約を行うことができます。

3 新築注文住宅の引渡日を西暦で入力〔数字〕

- ◆住宅の鍵の引渡日を入力してください。
- ◆交付申請は、引渡し後に行うことができます。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、引渡予定日を入力してください。
ただし、予約の有効期間(予約の提出から3ヶ月または2025年12月31日のいずれか早い日)までに引渡しできない工事について、
交付申請の予約を行うことはできません。

≪ 2 で[他社取り扱い工事]を選択した場合のみ≫

4 予⇒交 変更不可 新築注文住宅の建築事業者の名称および代表者の肩書・氏名を入力

- ◆添付する『工事請負契約書』に記載のある事業者名を入力してください。
- ◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株)⇒×、XXXX株式会社⇒○)
- ◆個人事業主は、屋号を入力してください。
屋号がない場合は、[屋号のない個人事業主]にチェックし、[建築事業者名]欄は空欄としてください。
また、[代表者氏名]欄は、本人の氏名を入力してください。

続き

交付申請(予約を含む) | 入力画面

③交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ②-2】

《[購入・工事/新築分譲住宅]の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

(2) 契約および工事の情報	
5 販売売買契約の原契約日	西暦 年 月 日 ※未末日は登録不可 ※下で入力する「住宅が完成した日」から1年以内であること
6 完成した日 (予約は予定日)	西暦 年 月 日 ※交付申請は、添付する検査済証の発出日と同日とする
7 引渡の日 (予約は予定日)	西暦 年 月 日 ※未末日は登録不可(予約を除く) ※契約日および2024年11月22日以降であること
8 販売事業者名	 ※新築住宅の不動産売買契約書に記載のある事業者名を入力 ※株式会社等は省略せずに入力(×(株)(有)) ※個人事業主で屋号がある場合、屋号を入力 ☐ 屋号のない個人事業主
代表者氏名	氏 名 ※個人事業主の場合、本人の氏名

入力続ける(更新) ※ここまで入力が入力正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

《[購入・工事/既存住宅(リフォーム)]の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

(2) 契約および工事の情報	
9 リフォーム工事の工事請負契約日	西暦 年 月 日 ※未末日は登録不可 ※発注書・請書で契約を締結した場合、請書に記載の請日を入力 ※工事を含む売買契約等でも可
10 工事全体の着手日	西暦 年 月 日 ※未末日は登録不可
11 最終(1台目)の設置工事の日	西暦 年 月 日 ※(交付のみ) 未末日は登録不可 ※契約日および2024年11月22日以降であること ※予約の場合は予定日を入力
12 リフォーム工事の引渡日 (予約は予定日)	西暦 年 月 日 ※工事の引渡しまたは給湯器の使用開始日 ※未末日は登録不可(予約を除く) ※予約期限(提出する日から3か月)までに引渡しができない工事の予約は行えません
13 工事施工者名	 ※リフォーム工事の工事請負書に記載のある事業者名を入力 ※株式会社等は省略せずに入力(×(株)(有)) ※個人事業主で屋号がある場合、屋号を入力 ☐ 屋号のない個人事業主
代表者氏名	氏 名 ※個人事業主の場合、本人の氏名

入力続ける(更新) ※ここまで入力が入力正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

! 交付申請の予約における注意

◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)

◆予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。

◆予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)

※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面②-2

《[購入・工事/新築分譲住宅]の場合の 10 入力》

5 予⇒交 変更不可 新築分譲住宅の不動産売買契約日を西暦で入力〔数字〕

- ◆変更契約の有無に関わらず、原契約の締結日を入力してください。
 - ◆住宅の引渡日以前の契約が対象です。
 - ◆添付する『不動産売買契約書(原契約)』で契約日を確認できる必要があります。
 - ◆6 の住宅が完成した日から1年以内の住宅が対象です。
 - ◆契約前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
- ※不動産売買契約を締結し、申請書類の準備完了後に交付申請の予約を行うことができます。

6 新築分譲住宅の完成日を西暦で入力〔数字〕

- ◆『建築確認における検査済証』の発出日を入力してください。
- ◆交付申請の予約の場合、完成予定日を入力してください。

7 新築分譲住宅の引渡日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約日および2024年11月22日以降に引渡しを行った住宅が対象です。
 - ◆住宅の鍵の引渡日を入力してください。
 - ◆交付申請は、引渡し後に行うことができます。(未来日の入力は不可)
 - ◆交付申請の予約の場合、引渡予定日を入力してください。
- ただし、予約の有効期間(予約の提出から3ヶ月または2025年12月31日のいずれか早い日)までに引渡しできない工事について、交付申請の予約を行うことはできません。

《 2 で[他社取り扱い工事]を選択した場合のみ》

8 予⇒交 変更不可 新築分譲住宅の販売事業者の名称および代表者の肩書・氏名を入力

- ◆添付する『不動産売買契約書』に記載のある事業者名を入力してください。
 - ◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株)⇒×、XXXX株式会社⇒○)
 - ◆個人事業主は、屋号を入力してください。
- 屋号がない場合は、[屋号のない個人事業主]にチェックし、[販売事業者名]欄は空欄としてください。
- また、[代表者氏名]欄は、本人の氏名を入力してください。
- ◆個人間売買は、対象外です。

《[購入・工事/既存住宅(リフォーム)]の場合の 10 入力》

9 予⇒交 変更不可 リフォーム工事の工事請負契約日を西暦で入力〔数字〕

- ◆変更契約の有無に関わらず、原契約の締結日を入力してください。
- ◆給湯器(1台目)設置開始日以前の契約が対象です。
- ◆添付する『工事請負契約書(原契約)』で契約日を確認できる必要があります。
- ◆注文書・注文請書で契約を締結した場合、請書に記載の請負日を入力してください。
- ◆工事を含む売買契約を締結した場合も対象です。その場合、当該売買契約の締結日を入力してください。
- ◆契約前の入力はできません。(未来日の入力は不可)

《 3 で[交付申請の予約]を選択した場合のみ》

10 予⇒交 変更不可 契約工事全体の着手日を西暦で入力〔数字〕

- ◆着手前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
- ※契約工事全体に着手し、申請書類の準備完了後に交付申請の予約を行うことができます。

11 給湯器(1台目)設置工事の着手日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約日および2024年11月22日以降に着手したものが対象です。
- ◆交付申請の場合、着手前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、着手予定日を入力してください。

12 リフォーム工事の引渡日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約工事すべての引渡しまたは補助対象製品の使用開始日を入力してください。
 - ◆交付申請は、引渡し以降または使用開始以降に行うことができます。(未来日の入力は不可)
 - ◆交付申請の予約の場合、引渡予定日を入力してください。
- ただし、予約の有効期間(予約の提出から3ヶ月または2025年12月31日のいずれか早い日)までに引渡しできない工事について、交付申請の予約を行うことはできません。

《 2 で[他社取り扱い工事]を選択した場合のみ》

13 予⇒交 変更不可 リフォーム工事の工事施工者の名称および代表者の肩書・氏名を入力

- ◆添付する『工事請負契約書』に記載のある事業者名を入力してください。
 - ◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株)⇒×、XXXX株式会社⇒○)
 - ◆個人事業主は、屋号を入力してください。
- 屋号がない場合は、[屋号のない個人事業主]にチェックし、[工事施工者名]欄は空欄としてください。
- また、[代表者氏名]欄は、本人の氏名を入力してください。

続き

交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ②-3】

《[購入・工事/既存住宅(交換条件付購入)]の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

(2) 契約および工事の情報	
14 不動産売買契約の原契約日 *	西暦 年 月 日 ※未末日は登録不可 ※不動産売買契約の原契約日を入力 ※申請タイプを誤った場合は【新築申請(予約を含む)】から正しい申請タイプで新たに作成する必要があります
15 宅の引渡日・ 予約は予定日	西暦 年 月 日 ※未末日は登録不可(予約を除く) ※予約期限(提出する日から3か月)までに引渡しができない工事の予約は行えません
16 不動産業者名 *	 □ 屋号のない個人事業主 ※不動産売買契約書に記載のある事業者名を入力 ※株式会社等は省略せずに入力(×(株)(有)) ※個人事業主で屋号がある場合、屋号を入力
代表者氏名 *	氏 名 ※個人事業主の場合、本人の氏名
入力続ける(更新) ※ここまで入力が入力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。	

《[リース利用/新築注文住宅・新築分譲住宅]の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

(2) リース契約等の情報	
17 リース契約日 *	西暦 年 月 日 ※未末日は登録不可 ※添付するリース契約書で確認できること
18 リース期間 *	ヶ月間 ※6年(72ヶ月)以上であること ※添付するリース契約書で確認できること
19 満期・ 予約は予定日	西暦 年 月 日 ※未末日は登録不可 ※契約日および2024年11月22日以降であること
20 リース事業者名 *	 □ 屋号のない個人事業主 ※リース契約書に記載のあるリース事業者を入力
代表者氏名 *	氏 名 ※個人事業主の場合、本人の氏名
入力続ける(更新) ※ここまで入力が入力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。	

! 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ◆ 予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
- ◆ 予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

《[購入・工事/既存住宅(購入)]の場合の 10 入力》

14 予⇒交 変更不可 既存住宅の不動産売買契約日等を西暦で入力〔数字〕

- ◆変更契約の有無に関わらず、原契約の締結日を入力してください。
- ◆住宅の引渡日以前の契約が対象です。
- ◆添付する『不動産売買契約書(原契約)』で契約日を確認できる必要があります。
- ◆契約前の入力はできません。(未来日の入力は不可)

※不動産売買契約を締結し、申請書類の準備完了後に交付申請の予約を行うことができます。

15 既存住宅の引渡日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約日および2024年11月22日以降に引渡しを行った住宅が対象です。
- ◆住宅の鍵の引渡日を入力してください。
- ◆交付申請は、引渡し後に行うことができます。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、引渡予定日を入力してください。
ただし、予約の有効期間(予約の提出から3ヶ月または2025年12月31日のいずれか早い日)までに引渡しできない工事について、交付申請の予約を行うことはできません。

《 2 》で[他社取り扱い工事]を選択した場合のみ》

16 予⇒交 変更不可 既存住宅の販売事業者の名称および代表者の肩書・氏名を入力

- ◆添付する『不動産売買契約書』に記載のある事業者名を入力してください。
- ◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株)⇒×、XXXX株式会社⇒○)
- ◆個人事業主は、屋号を入力してください。
屋号がない場合は、[屋号のない個人事業主]にチェックし、[販売事業者名]欄は空欄としてください。
また、[代表者氏名]欄は、本人の氏名を入力してください。
- ◆個人間売買は、対象外です。

《[リース利用/新築注文住宅・新築分譲住宅]の場合の 10 入力》

17 予⇒交 変更不可 設置する給湯器のリース契約日等を西暦で入力〔数字〕

- ◆住宅の引渡日以前の契約が対象です。
- ◆添付する『リース契約書』で契約日を確認できる必要があります。
- ◆契約前の入力はできません。(未来日の入力は不可)

※リース契約を締結し、申請書類の準備完了後に交付申請の予約を行うことができます。

18 予⇒交 変更不可 設置する給湯器のリース期間を入力〔数字〕

- ◆6年(72ヶ月)以上が対象です。
- ◆添付する『リース契約書』で確認できる必要があります。

19 新築住宅の引渡日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約日および2024年11月22日以降に引渡しを行った住宅が対象です。
- ◆住宅の鍵の引渡日を入力してください。
- ◆交付申請は、引渡し後に行うことができます。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、引渡予定日を入力してください。
ただし、予約の有効期間(予約の提出から3ヶ月または2025年12月31日のいずれか早い日)までに引渡しできない工事について、交付申請の予約を行うことはできません。

《 2 》で[他社取り扱いリース]を選択した場合のみ》

20 予⇒交 変更不可 給湯器のリース事業者の名称および代表者の肩書・氏名を入力

- ◆添付する『リース契約書』に記載のある事業者名を入力してください。
- ◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株)⇒×、XXXX株式会社⇒○)
- ◆個人事業主は、屋号を入力してください。
屋号がない場合は、[屋号のない個人事業主]にチェックし、[リース事業者名]欄は空欄としてください。
また、[代表者氏名]欄は、本人の氏名を入力してください。

続き

交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ②-4】

《[リース利用/既存住宅(リフォーム)]の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

(2) リース契約等の情報	
21	リース契約日 西暦 年 月 日 ※未来日は登録不可 ※添付するリース契約書で確認できること
22	リース期間 ヶ月間 ※6年(72ヶ月)以上であること ※添付するリース契約書で確認できること
23	最終(1回目)の設備工事 完了日 西暦 年 月 日 ※(交付のみ)未来日は登録不可 ※契約日より2024年11月22日以降であること
24	引渡し (予約は予定日) 西暦 年 月 日 ※工事の引渡しまたは給湯器の使用開始日 ※未来日は登録不可 ※契約日より2024年11月22日以降であること
25	リース事業者名 ☐ 屋号のない個人事業主 ※リース契約書に記載のあるリース事業者を入力
	代表者氏名 氏 名 ※個人事業主の場合、本人の氏名

入力を終了する(更新) ※ここまで入力正しいかチェックできます。申告内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

! 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
 - ◆予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
 - ◆予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
- ※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

《[リース利用/既存住宅(リフォーム)]の場合の 10 入力》

21 予⇒交 変更不可 設置する給湯器のリース契約日を西暦で入力〔数字〕

- ◆給湯器(1台目)設置開始日以前の契約が対象です。
 - ◆添付する『リース契約書』で契約日を確認できる必要があります。
 - ◆契約前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
- ※リース契約を締結し、申請書類の準備完了後に交付申請の予約を行うことができます。

22 予⇒交 変更不可 設置する給湯器のリース期間を入力〔数字〕

- ◆6年(72ヶ月)以上が対象です。
- ◆添付する『リース契約書』で確認できる必要があります。

23 予⇒交 変更不可 給湯器(1台目)設置工事の着手日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約日および2024年11月22日以降に着手したものが対象です。
- ◆交付申請の場合、着手前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、着手予定日を入力してください。

24 リフォーム工事の引渡日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約工事すべての引渡しまたは補助対象製品の使用開始日を入力してください。
- ◆交付申請は、引渡し以降または使用開始以降に行うことができます。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、引渡予定日を入力してください。
ただし、予約の有効期間(予約の提出から3ヶ月または2025年12月31日のいずれか早い日)までに引渡しできない工事について、交付申請の予約を行うことはできません。

《 2 で[他社取り扱いリース]を選択した場合のみ》

25 予⇒交 変更不可 給湯器のリース事業者の名称および代表者の肩書・氏名を入力

- ◆添付する『リース契約書』に記載のある事業者名を入力してください。
- ◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株) ⇒ ×、XXXX株式会社 ⇒ ○)
- ◆個人事業主は、屋号を入力してください。
屋号がない場合は、[屋号のない個人事業主]にチェックし、[リース事業者名]欄は空欄としてください。
また、[代表者氏名]欄は、本人の氏名を入力してください。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ③-1】

《[エネファーム以外の給湯器]選択の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

入力欄を修正 (更新) ※ここまで入力がないとチェックできません。申告内容を変更して「更新」した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

(3) 高効率給湯器の情報

※給湯省エネ事業の補助額が買値品については、その売価（1製品当たり）の入力が必要です。

※エネファーム以外の給湯器 ○ エネファーム ※入力した型番が、本事業の補助対象外（補助額0円）の場合、入力を継続できません（給湯器2が補助対象の場合を含む）

12 13

方式	製品型番	メーカー名	給湯省エネ補助額	(参考) 子育てエコ補助額	製品売価*	工事費*
			¥	¥	¥	¥

※製品型番は、メーカーが本事業に登録した型番と完全一致すること。登録された型番は、登録製品検索から確認できます。（エコキュート / ハイブリッド）
※ただし、以下の指名停止事業者がメーカーに該当する製品は、検索結果に表示されないことがあります。
詳しくは指名停止事業者にお問い合わせください。

給湯器1 a 上記の給湯器の仕入先事業者
○ 指名停止事業者※に該当しない ○ 指名停止事業者※に該当する
※経済産業省の指名停止等（2024年3月5日付）に準ずる措置です。
対象は、中部電力株式会社（法人番号：3180001017428）
中部電力ミライズ株式会社（法人番号：2180001135973）
東邦瓦斯株式会社（法人番号：2180001022387）
2024年3月18日～9月4日の期間に共同事業者と契約し、これらの指名停止事業者から仕入れを行ったハイブリッド給湯機・エネファームは、給湯省エネ2024事業の補助対象になりません。

14 基本補助額

交換前の給湯器の種類
○ 新設（交換前の給湯器がない） ○ 従来型給湯器 ○ エコジョーズ ○ エコフィール ○ 電気温水器
○ エコキュート ○ ハイブリッド ○ エネファーム ○ その他（ ）

入力欄を追加

給湯省エネ事業に費した費用 (A) ¥0 ※ (A) は、交付決定通知等の共同事業者の保管を要する書類に記載されます。ご注意ください。

※給湯省エネ事業の申請にあたっては、「製品売価」「工事費」について、概算金額の申告が必要です。
申請額の合計 (A) が、給湯省エネの補助額を下回る場合、当該事業に交付申請を行うことはできません。
※「製品売価」は、「製品型番・型式」を入力した給湯器1台あたり（単体・付属品等別）の販売価格で入力してください。（消費税別）
※「工事費」は、「製品型番・型式」を入力した給湯器1台あたりの設置工事にかかる費用の概算を入力してください。（消費税別）
なお、設置に関する資材費を込み、運搬、廃棄物処理、他の設備等の工事費、現場経費を除きます。
※補助対象となる給湯器の設置工事と一時的に不可分の費用については、工事費に含めて構いません。
（個々費用を含められないについては、各事業者にて判断願います）
※複数の工事について一式で計上された費用は、本事業の補助対象である給湯器の販売価格の合計金額とその他の設備等の販売価格の合計金額との比率に応じて、控分してください。

補助額確認 (更新)

現在	給湯省エネ補助額
	¥0

(参考)	給湯省エネ補助額	子育てエコ補助額
	¥0	¥0

基本補助額で入力した給湯器は、以下の方法により加算を受けられる場合があります。

《[エネファーム]選択の場合》

(3) 高効率給湯器の情報

※給湯省エネ事業の補助額が買値品については、その売価（1製品当たり）の入力が必要です。

○ エネファーム以外の給湯器 ○ エネファーム ※入力した型番が、本事業の補助対象外（補助額0円）の場合、入力を継続できません（給湯器2が補助対象の場合を含む）

13

区分※	燃料電池ユニット型式	(PEの場合のみ) 貯湯ユニット型式	給湯省エネ補助額	(参考) 子育てエコ補助額	製品売価*	工事費*
			¥	¥	¥	¥

※PE = PEFC（固体高分子形燃料電池）、SO = SOFC（固体酸化物形燃料電池）
※バックアップ熱源であるエコジョーズやエコフィールを子育てエコホーム受注事業で申請することはできません。
※製品型番は、メーカーが本事業に登録した型番と完全一致すること。登録された型番は、登録製品検索から確認できます。（エネファーム）
※ただし、以下の指名停止事業者がメーカーに該当する製品は、検索結果に表示されないことがあります。
詳しくは指名停止事業者にお問い合わせください。

給湯器1 a 上記の給湯器の仕入先事業者
○ 指名停止事業者※に該当しない ○ 指名停止事業者※に該当する
※経済産業省の指名停止等（2024年3月5日付）に準ずる措置です。
対象は、中部電力株式会社（法人番号：3180001017428）
中部電力ミライズ株式会社（法人番号：2180001135973）
東邦瓦斯株式会社（法人番号：2180001022387）
2024年3月18日～9月4日の期間に共同事業者と契約し、これらの指名停止事業者から仕入れを行ったハイブリッド給湯機・エネファームは、給湯省エネ2024事業の補助対象になりません。

基本補助額

! 交付申請の予約における注意

◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
（変更できない項目は各詳細で、予⇒交 変更不可 を表示しています）

当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください

◆予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。

◆予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。（超過分は減算されます）

※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面③-1

(3) 高効率給湯器の情報①

12 設置した給湯器について該当するものを選択

- ◆[エネファーム以外の給湯器]と[エネファーム]で入力方法が異なります。

《 12 で[エネファーム以外の給湯器]を選択した場合 》

13 設置した補助対象製品の方式(エコキュート等)と製品型番、製品売価と工事費をそれぞれ入力

- ◆補助対象製品の方式や製品型番は『銘板ラベルの写真』『保証書の写し』に記載のとおりに入力してください。
入力に誤りがある場合は、エラーとなります。
[登録製品検索から確認できます。(エコキュート/ハイブリッド)]をクリックすると、本事業のホームページ内にある対象製品検索ページに遷移します。ご利用ください。
 - ◆入力した製品型番が、本事業の補助対象外(補助額0円)の場合、エラーが表示されます。
 - ◆交付申請の予約時、[製品型番]は設置予定の製品を入力してください。
 - ◆[製品売価]は、[製品型番]に入力した給湯器1台分(単体/付属品等除く)の販売価格(消費税別)を入力してください。
 - ◆[工事費]は、[製品型番]に入力した給湯器1台あたりの設置工事に要した費用の概算(消費税別)を入力してください。
 - ◆補助対象となる給湯器の設置工事と一般的に不可分な費用については、工事費に含めて問題ありません。
(個々費用を含めるか含めないかについては各事業者にて判断願います)
 - ◆複数の工事について一式で計上された費用は、補助対象製品の販売価格の合計金額とその他の設備等の販売価格の合計金額との比率に応じて、按分してください。
 - ◆設置する給湯器の仕入先事業者に該当するものを選択してください。(a)
2024年3月18日～9月4日の期間に共同事業者と契約し、指名停止事業者から仕入れを行った給湯器は補助対象になりません。
- ※方式と製品型番の組合せが正しくない場合、エラーが表示されます。

《 12 で[エネファーム]を選択した場合 》

13 設置したエネファームの区分と型式、製品売価と工事費をそれぞれ入力

- ◆エネファームの区分と型式は『銘板ラベルの写真』に記載されている表記のとおりに入力してください。
入力に誤りがある場合は、エラーとなります。
[登録製品検索から確認できます。(エネファーム)]をクリックすると、本事業のホームページ内にある対象製品検索ページに遷移します。ご利用ください。
 - ◆区分について、[PE]はPEFC(固体高分子形燃料電池)、[SO]はSOFC(個体酸化物形燃料電池)です。
 - ◆区分が[PE]の場合、[貯湯ユニット型式]も入力してください。
 - ◆入力した型式が、本事業の補助対象外(補助額0円)の場合、エラーが表示されます。
 - ◆交付申請の予約時、[型式]は設置予定の製品を入力してください。
 - ◆[製品売価]は、[燃料電池ユニット型式]に入力した給湯器1台分(単体/付属品等除く)の販売価格(消費税別)を入力してください。
 - ◆[工事費]は、[燃料電池ユニット型式]に入力した給湯器1台あたりの設置工事に要した費用の概算(消費税別)を入力してください。
 - ◆補助対象となる給湯器の設置工事と一般的に不可分な費用については、工事費に含めて問題ありません。
(個々費用を含めるか含めないかについては各事業者にて判断願います)
 - ◆複数の工事について一式で計上された費用は、補助対象製品の販売価格の合計金額とその他の設備等の販売価格の合計金額との比率に応じて、按分してください。
 - ◆設置する給湯器の仕入先事業者に該当するものを選択してください。(a)
2024年3月18日～9月4日の期間に共同事業者と契約し、指名停止事業者から仕入れを行った給湯器は補助対象になりません。
- ※区分と型式の組合せが正しくない場合、エラーが表示されます。

《購入・工事タイプで 5 受注区分が[リフォーム][交換条件付購入]の場合のみ 》

14 交換前の給湯器の種類を選択

- ◆交換条件付購入の場合、給湯器を新設しても補助対象になりません。
- ◆その他を選択した場合、入力欄に交換前の給湯器の種類を入力してください。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ③-2】

《[エネファーム以外の給湯器]選択の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

入力欄を続ける (更新) ※ここまで入力がないとチェックできません。申告内容を変更して「更新」した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

(3) 高効率給湯器の情報

※給湯省エネ事業の補助額が購買品については、その売価（1製品当たり）の入力が必要です。

● エネファーム以外の給湯器 ○ エネファーム ※入力した型番が、本事業の補助対象外（補助額0円）の場合、入力を継続できません（給湯器②が補助対象の場合を含む）

方式	製品型番	メーカー名	給湯省エネ補助額	(参考) 子育てエコ補助額	製品売価*	工事費*
			¥	¥	¥	¥

※製品型番は、メーカーが本事業に登録した型番と完全一致すること。登録された型番は、登録製品検索から確認できます。（エコキュート / ハイブリッド）
※ただし、以下の指名停止事業者がメーカーに該当する製品は、検索結果に表示されないことがあります。
詳しくは指名停止事業者にお問い合わせください。

上記の給湯器の仕入先事業者
☐ 指名停止事業者※に該当しない ☐ 指名停止事業者※に該当する

※経済産業省の指名停止等（2024年3月5日付）に伴う措置です。
対象は、中部電力株式会社（法人番号：3180001017428）
中部電力ミライズ株式会社（法人番号：2180001135973）
東邦瓦斯株式会社（法人番号：2180001022387）
2024年3月18日～9月4日の期間に共同事業者と契約し、これらの指名停止事業者から仕入れを行ったハイブリッド給湯機・エネファームは、給湯省エネ2024事業の補助対象になりません。

交換前の給湯器の種類
☐ 新設（交換前の給湯器がない） ☐ 従来型給湯器 ☐ エコジョーズ ☐ エコフィール ☐ 電気温水器
☐ エコキュート ☐ ハイブリッド ☐ エネファーム ☐ その他（ ）

15 入力欄を追加

16 給湯省エネ事業に要した費用 (A) ¥ 0 ※ (A) は、交付決定通知等の共同事業者の保管を要する書類に記載されます。ご注意ください。

補助申請に
関する経費

17 補助額確認 (更新)

基本補助額の
確認

現在	給湯省エネ補助額	(参考) 子育てエコ補助額
¥ 0	¥ 0	¥ 0

基本補助額 (参考) 給湯省エネ補助額 子育てエコ補助額
¥ 0 ¥ 0

《 15 をクリックした場合》

(3) 高効率給湯器の情報

※給湯省エネ事業の補助額が購買品については、その売価（1製品当たり）の入力が必要です。

● エネファーム以外の給湯器 ○ エネファーム ※入力した型番が、本事業の補助対象外（補助額0円）の場合、入力を継続できません（給湯器②が補助対象の場合を含む）

方式	製品型番	メーカー名	給湯省エネ補助額	(参考) 子育てエコ補助額	製品売価*	工事費*
			¥	¥	¥	¥

※製品型番は、メーカーが本事業に登録した型番と完全一致すること。登録された型番は、登録製品検索から確認できます。（エコキュート / ハイブリッド）
※ただし、以下の指名停止事業者がメーカーに該当する製品は、検索結果に表示されないことがあります。
詳しくは指名停止事業者にお問い合わせください。

上記の給湯器の仕入先事業者
☐ 指名停止事業者※に該当しない ☐ 指名停止事業者※に該当する

※経済産業省の指名停止等（2024年3月5日付）に伴う措置です。
対象は、中部電力株式会社（法人番号：3180001017428）
中部電力ミライズ株式会社（法人番号：2180001135973）
東邦瓦斯株式会社（法人番号：2180001022387）
2024年3月18日～9月4日の期間に共同事業者と契約し、これらの指名停止事業者から仕入れを行ったハイブリッド給湯機・エネファームは、給湯省エネ2024事業の補助対象になりません。

○ エネファーム以外の給湯器 ● エネファーム

区分※	燃料電池ユニット型式	(PEの場合のみ) 貯湯ユニット型式	給湯省エネ補助額	(参考) 子育てエコ補助額	製品売価*	工事費*
			¥	¥	¥	¥

※PE = PEFC（固体高分子形燃料電池）、SO = SOFC（固体酸化形燃料電池）
※バックアップ電源であるエコジョーズやエコフィールを子育てエコホーム支援事業で申請することはできません
※製品型番は、メーカーが本事業に登録した型番と完全一致すること。登録された型番は、登録製品検索から確認できます。（エネファーム）
※ただし、以下の指名停止事業者がメーカーに該当する製品は、検索結果に表示されないことがあります。
詳しくは指名停止事業者にお問い合わせください。

上記の給湯器の仕入先事業者
☐ 指名停止事業者※に該当しない ☐ 指名停止事業者※に該当する

※経済産業省の指名停止等（2024年3月5日付）に伴う措置です。
対象は、中部電力株式会社（法人番号：3180001017428）
中部電力ミライズ株式会社（法人番号：2180001135973）
東邦瓦斯株式会社（法人番号：2180001022387）
2024年3月18日～9月4日の期間に共同事業者と契約し、これらの指名停止事業者から仕入れを行ったハイブリッド給湯機・エネファームは、給湯省エネ2024事業の補助対象になりません。

15 削除

！ 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
(変更できない項目は各詳細で、**予→交 変更不可**を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
 - ◆ 予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
 - ◆ 予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
- ※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面③-2

(3) 高効率給湯器の情報②

《 6 で[戸建]を選択し、補助対象製品を2台設置した場合のみ》

15 [入力欄を追加]をクリックしてください。追加表示された入力欄に設置した2台目の補助対象製品について、13 または 13 と同様に入力

《 15 をクリックした場合》

15 追加した入力欄を削除する場合は、[削除]をクリック

16 本事業の補助対象となる製品についての設置工事に要した経費を確認

◆本事業の申請にあたっては、[給湯省エネ事業に要した費用(A)]について申告する必要があります。
当該経費は、13 または 13 で入力する[製品売価]と[工事費]の合計をいいます。(自動で算出されます)
この額が 17 で算出された[給湯省エネ補助額]を下回る場合、本事業の交付申請を行うことはできません。
※この額は、交付決定通知等の共同事業者の保管を要する書類に記載されます。ご注意ください。

17 [補助額確認(更新)]ボタンをクリック。入力した製品の基本補助額を算出

◆ 13 または 13 の入力内容から算出し、b に表示されます。参考として子育てグリーン住宅支援事業の補助額も c に表示されます。
[(参考)子育てグリーン補助額]欄に金額(0以外)が入っている場合、子育てグリーン住宅支援事業で補助を受けられる場合があります。(別途、交付申請が必要です)

続き

交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ④】

《[エコキュートの性能加算の場合]》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

18

入力を受ける(参照) ※ここまで入力がないかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

(3) 高効率給湯器の性能

※給湯省エネ事業の補助額が買替品については、その売価(1製品当たり)の入力が必要です。
● 電気温水器以外の給湯器 ○ エネファーム ※入力した型番が、本事業の補助対象外(補助額0円)の場合、入力を継続できません(給湯器が対象の場合を含む)

確認

(参考) 給湯省エネ補助額 子育てエコ補助額
¥ 60,000 ¥ 0

性能加算額

基本補助額で入力した給湯器は、以下の方法により加算を受けられる場合があります。
各加算要件を満たす場合、追加情報を入力し、追加提出書類を添付してください。
(加算要件を満たすことができない給湯器の場合、入力欄は表示されません。)

※給湯器本体が加算要件を満たす場合、追加情報の入力および追加提出書類の添付は不要です。
※A要件において、方法が2つ表示された場合、両方に該当する場合もいずれかのみ入力してください。(加算額は変わりません)

■ エコキュート ※性能加算の詳細はこちら

要件	方法	追加情報	納品書で確認する型式	追加提出書類
A	✓ 付属の台所リモコンにより要件を満たす (型式の確認はこちら)	台所リモコンに認識された型式	台所リモコンの型式	・ 左記の型番が確認できる消費者納品書 ・ 台所リモコンの設置および型番が確認できる写真
B	✓ 付属の無線LANアダプターにより要件を満たす (型式の確認はこちら)	無線LANアダプターの型式	無線LANアダプターの型式	・ 左記の型番が確認できる消費者納品書 ・ 無線LANアダプターの設置および型番が確認できる写真
B	✓ 給湯器本体により要件を満たす	なし	なし	なし

※台所リモコンの型式もしくは無線LANアダプターの型式を入力後に、給湯器本体の製品型番を修正すると、入力した型式は削除されます。ご注意ください。

19

補助額確認(更新)

性能加算額合計
¥ 60,000

確認

撤去加算額

基本補助額で入力した給湯器の設置と同時に以下の機器を撤去する場合、補助額の加算を受けることができます。
※電気温水器は設置した給湯器の台数、電気蓄熱暖房機は2台/戸を上限とします。
☑ 電気蓄熱暖房機の撤去を実施した

《[ハイブリッドの性能加算の場合①]》

加算①

給湯器①

■ ハイブリッド ※性能加算の詳細はこちら

要件	方法	追加情報	納品書で確認する型式	追加提出書類
A	✓ 付属の台所リモコンにより要件を満たす (型式の確認はこちら)	台所リモコンに認識された型式	台所リモコンの型式	・ セット型番が確認できる消費者納品書 ・ 台所リモコンの設置および型番が確認できる写真
B	✓ 給湯器本体により要件を満たす	なし	なし	なし

《[ハイブリッドの性能加算の場合②]》

加算①

給湯器①

■ ハイブリッド ※性能加算の詳細はこちら

要件	方法	追加情報	納品書で確認する型式	追加提出書類
A	✓ 給湯器本体により要件を満たす	なし	貯湯ユニットに認識された型式	・ 貯湯ユニットの銘板写真 ・ 貯湯ユニットの設置が確認できる写真
B	✓ 付属の貯湯ユニットにより要件を満たす (型式の確認はこちら)	貯湯ユニットに認識された型式	貯湯ユニットの型式	・ 貯湯ユニットの銘板写真 ・ 貯湯ユニットの設置が確認できる写真

《[エネファームの性能加算の場合]》

加算①

給湯器①

■ エネファーム ※性能加算の詳細はこちら

要件	方法	追加情報	納品書で確認する型式	追加提出書類
C	✓ 給湯器本体により要件を満たす	なし	なし	なし

! 交付申請の予約における注意

◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。

当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)

◆ 予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。

◆ 予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)

※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面④

(3) 高効率給湯器の情報③

《性能加算を申請する場合》

18 13 で入力した給湯器の性能加算要件に該当するものをチェックし、追加情報を入力

- ◆性能加算要件を満たさない給湯器の場合、性能加算要件入力欄は表示されません。
- ◆[補助額確認(更新)]ボタンをクリックし、[加算対象外]と表示された場合は、追加情報で入力した「型式」は補助対象として登録されていません。
- ◆[性能加算の詳細はこちら]をクリックすると、本事業のホームページの対象機器の詳細ページが表示されます。
- ◆性能加算を申請しない場合は、**d** のチェックを外してください。

※基本補助額となる給湯器本体の型番を修正した場合、**e** に入力した加算対象機器の型番が空欄になりますので、ご注意ください。

《エコキュートの性能加算の場合》

- ◆A要件[付属の台所リモコンにより要件を満たす]場合は**d** にチェックし、台所リモコンの型式を『工事写真』に記載されている表記のとおり**e** へ入力してください。
- ◆A要件[付属の無線LANアダプターにより要件を満たす]場合は**d** にチェックし、無線LANアダプターの型式を『工事写真』に記載されている表記のとおり**e** へ入力してください。
- ◆A要件[付属の台所リモコンにより要件を満たす][付属の無線LANアダプターにより要件を満たす]両方表示されている場合は、該当する方の**d** にチェックし、追加情報(台所リモコンの型式もしくは無線LANアダプターの型式)を**e** へ入力してください。(上記でチェックしなかった方は入力欄が非活性となり、選択・入力できません)
- ◆A要件・B要件で給湯器本体が加算要件を満たす場合、追加情報の入力は不要です(**f**)。
- ◆[(型式の確認はこちら)]をクリックすると、「【補足資料】性能加算の対象となる型番(型式)」が表示されます。

《ハイブリッドの性能加算の場合》

- ◆[付属の台所リモコンにより要件を満たす]場合は**d** にチェックし、台所リモコンの型式を『工事写真』に記載されている表記のとおり**e** へ入力してください。
- ◆[付属の貯湯ユニットにより要件を満たす]場合は**d** にチェックし、貯湯ユニットの型式を『銘板写真』に記載されている表記のとおり**e** へ入力してください。
- ◆給湯器本体が加算要件を満たす場合、追加情報の入力不要です(**f**)。
- ◆[(型式の確認はこちら)]をクリックすると、「【補足資料】性能加算の対象となる型番(型式)」が表示されます。

《エネファームの性能加算の場合》

- ◆給湯器本体が加算要件を満たす場合、追加情報の入力不要です(**f**)。

《性能加算を申請する場合》

19 [補助額確認(更新)]ボタンをクリック。入力した製品の性能加算額を算出

- ◆18 の入力内容から算出し、**g** に表示されます。

続き

交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ⑤】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

入力続ける (更新) ※ここまで入力力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

(3) 高効率給湯器の情報の入力

※給湯省エネ事業の補助額が償還品については、その売価（1製品当たり）の入力が必要です。
● エネファーム以外の給湯器 ○ エネファーム ※入力した型番が、本事業の補助対象外（補助額0円）の場合、入力を継続できません（給湯器2が補助対象の場合を含む）

加算① 性能加算額

基本補助額で入力した給湯器は、以下の方法により加算を受けられる場合があります。
各加算要件を満たす場合、追加情報を入力し、追加給湯器を添付してください。
（加算要件を満たすことができない給湯器の場合、入力値は表示されません。）
※給湯器本体が加算要件を満たす場合、追加情報の入力および追加提出書類の添付は不要です。
※A要件において、方法が2つ表示された場合、両方に該当する場合もいずれかのみ入力してください。（加算額は変わりません）

加算② 撤去加算額

基本補助額で入力した給湯器の設置と同時に以下の機器を撤去する場合、補助額の加算を受けることができます。
※電気温水器は設置した給湯器の台数、電気蓄熱暖房機は2台/戸を上限とします。

20 電気蓄熱暖房機の撤去を実施した

撤去日 西暦 年 月 日 ※2024年11月22日以降であること
※予約の場合は予定日を入力
※2台撤去を行った場合は、1台目の撤去日を入力
撤去した台数 台 ※2台/戸以下であること
撤去した事業者 ○ 自社（下請業者が撤去した場合を含む） ○ 共同事業者が別途契約した撤去事業者

21 撤去事業者と工事の情報の入力

No	分譲発注事業者名	撤去工事の契約日	着工日	引渡日	追加提出書類
1		年 月 日	年 月 日	年 月 日	・ 撤去内容が確認できる契約書 ・ （分譲発注の場合）撤去工事 分譲発注工事証明書（兼申請書）

加算③ 電気温水器の撤去を実施した

撤去日 西暦 年 月 日 ※2024年11月22日以降であること
※予約の場合は予定日を入力
※設置した給湯器以下であること
撤去した台数 台
撤去した事業者 ○ 自社（下請業者が撤去した場合を含む） ○ 共同事業者が別途契約した撤去事業者

22 電気温水器の撤去を実施した

撤去日 西暦 年 月 日 ※2024年11月22日以降であること
※予約の場合は予定日を入力
※設置した給湯器以下であること
撤去した台数 台
撤去した事業者 ○ 自社（下請業者が撤去した場合を含む） ○ 共同事業者が別途契約した撤去事業者

23 撤去事業者と工事の情報の入力

No	分譲発注事業者名	撤去工事の契約日	着工日	引渡日	追加提出書類
1		年 月 日	年 月 日	年 月 日	・ 撤去内容が確認できる契約書 ・ （分譲発注の場合）撤去工事 分譲発注工事証明書（兼申請書）

24 補助額確認 (更新)

撤去加算額合計 h ¥0

25 補助額確認 (更新)

現在	基本額	性能加算額	撤去加算額	合計
	¥0	¥0	¥0	¥0

(参考)

給湯省エネ補助額	子育てエコ補助額
¥0	¥0

26 入力続ける (更新) ※ここまで入力力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

(4) 共同事業者 (個人) ※工事発注者、建築主、住宅購入者等

共同事業者・氏名+ 氏 名 氏 名 氏 名
ウジ メイ

※必ず工事発注者、建築主、住宅購入者等情報を入力してください。
（本事業では、給湯省エネ事業者（あなた）は共同事業者に該当しません）
※添付する契約書の発注者、本人確認書類と一致すること
※必ず正しい読み方を確認して入力

! 交付申請の予約における注意

◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
（変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。

当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください

◆予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。

◆予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。（超過分は減算されます）

※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面⑤

(3) 高効率給湯器の情報④

《電気蓄熱暖房機の撤去加算を申請する場合》

- 20** [電気蓄熱暖房機の撤去を実施した]にチェックし、撤去日、撤去した台数を入力、撤去した事業者に該当するものを選択
- ◆2024年11月22日以降に撤去されたものが加算対象です。
 - ◆1住戸あたり2台までの撤去が加算対象です。2台撤去加算を申請する場合は、1台目の撤去日を入力してください。
 - ◆分離発注等により共同事業者が撤去工事を別の事業者と契約した場合、[共同事業者が別途契約した撤去事業者]を選択してください。
 - ◆**2** エネルギー小売区分の[他社取り扱い工事]に該当する申請においても、共同事業者が撤去工事を同じ工事施工者等と契約した場合は[自社]を選択、分離発注等により共同事業者が撤去工事を別の事業者と契約した場合、[共同事業者が別途契約した撤去事業者名]を選択してください。
 - ◆[撤去した事業者に該当するものは選択]は、交付申請の予約後に変更できません。
 - ◆交付申請の予約後において撤去加算を取りやめる場合は、撤去した台数を0と修正入力してください。申請した撤去台数を減らすことも可能です。

《**20** [共同事業者が別途契約した撤去事業者]を選択した場合》

- 21** 撤去工事を行う事業者名を入力し、工事請負契約日・着工日・引渡日をそれぞれ西暦で入力〔数字〕
- ◆[分離発注事業者名]は、撤去工事の契約書と撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書)に記載の撤去事業者名を入力してください。(「株式会社」も入力してください)
 - ◆撤去工事を行う事業者は、給湯省エネ事業者でなくても申請できます。
 - ◆交付申請の場合、引渡し以前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
 - ◆交付申請の予約の場合、着工日と引渡日については予定日を入力してください。
 - ◆[分離発注事業者名]と[撤去工事の契約日]は、交付申請の予約後に変更できません。

《電気温水器の撤去加算を申請する場合》

- 22** [電気温水器の撤去を実施した]にチェックし、撤去日、撤去した台数を入力、撤去した事業者に該当するものを選択
- ◆2024年11月22日以降に撤去されたものが加算対象です。
 - ◆**13** または **13** で入力した給湯器の台数以下の撤去が加算対象です。2台撤去加算を申請する場合は、1台目の撤去日を入力してください。
 - ◆分離発注等により共同事業者が撤去工事を別の事業者と契約した場合、[共同事業者が別途契約した撤去事業者]を選択してください。
 - ◆**2** エネルギー小売区分の[他社取り扱い工事]に該当する申請においても、共同事業者が撤去工事を同じ工事施工者等と契約した場合は[自社]を選択、分離発注等により共同事業者が撤去工事を別の事業者と契約した場合、[共同事業者が別途契約した撤去事業者名]を選択してください。
 - ◆[撤去した事業者に該当するものは選択]は、交付申請の予約後に変更できません。
 - ◆交付申請の予約後において撤去加算を取りやめる場合は、撤去した台数を0と修正入力してください。申請した撤去台数を減らすことも可能です。

《**22** [共同事業者が別途契約した撤去事業者]を選択した場合》

- 23** 撤去工事を行う事業者名を入力し、工事請負契約日・着工日・引渡日をそれぞれ西暦で入力〔数字〕
- ◆[分離発注事業者名]は、撤去工事の契約書と撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書)に記載の撤去事業者名を入力してください。(「株式会社」も入力してください)
 - ◆撤去工事を行う事業者は、給湯省エネ事業者でなくても申請できます。
 - ◆交付申請の場合、引渡し以前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
 - ◆交付申請の予約の場合、着工日と引渡日については予定日を入力してください。
 - ◆[分離発注事業者名]と[撤去工事の契約日]は、交付申請の予約後に変更できません。

《撤去加算を申請する場合》

- 24** [補助額確認(更新)]ボタンをクリック。入力した撤去工事の撤去加算額を算出
- ◆**20** ~ **23** の入力内容から算出し、**h** に表示されます。

- 25** [補助額確認(更新)]ボタンをクリックして、補助額の合計を算出

- ◆**12** ~ **24** の入力内容から算出し、基本額および加算額を合計した補助額が **i** に表示されます。
- ◆参考として、**f** に子育てグリーン住宅支援事業での補助額も表示されます。
[(参考)子育てグリーン補助額]欄に金額(0以外)が入っている場合、子育てグリーン住宅支援事業で補助を受けられる場合があります。(別途、交付申請が必要です)

- 26** **12** ~ **25** の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

- ◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。
入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

続き

交付申請(予約を含む) | 入力画面

③ 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ⑥】

《 4 で[個人]を選択した場合 》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

入力を受ける（※厳） ※ここまで入力がないとチェックできません。申告内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報が入力されますのでご注意ください。	
(4) 共同事業者（個人） ※工事関係者、建築主、住宅購入者等	
27	27 事業者・主* 氏 名 ウジ メイ ※必ず工事発注者、建築主、住宅購入者等情報を入力してください。 （本事業では、給湯省エネ事業者（あなた）は共同事業者に該当しません） ※添付する契約書の発注者、本人確認書類と一致すること ※必ず正しい読み方を確認して入力
27	27 事業者・主* 西暦 年 月 日 ※本人確認書類と一致すること ※西暦を確認したい場合はこちら ※入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が本人確認書類に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。
28	28 住所* ☐ 給湯器を設置した住宅と同じ ※本人確認書類に記載の住所と一致すること。 （例：郵便物の送付先に別の住所を指定する必要がある場合、下の「郵便物の送付先」を入力して下さい。） 〒 住所入力 都道府県 市区町村 丁目番地等 ※市区町村以外の地名は「丁目番地等」欄へ入力し、数字は全角数字で入力してください。 番が関 1 - 1 2 - 3 ⇒○ 番が関 1 丁目 1 2 番 3 号⇒× 建物名 ※ある場合は必ず入力 郵便番号 ※ある場合は必ず入力
29	29 事業者・主* 固定 携帯 ※いずれか必須
30	郵便物の送付先 ☒ 郵便物の送付先を指定する ※上の「共同事業者①・住所」と同じ住所を指定することはできません。 ※登録事業者の住所（担当者等）を指定することはできません。 〒 住所入力 都道府県 市区町村 丁目番地等 ※市区町村以外の地名は「丁目番地等」欄へ入力し、数字は全角数字で入力してください。 番が関 1 - 1 2 - 3 ⇒○ 番が関 1 丁目 1 2 番 3 号⇒× 建物名 ※ある場合は必ず入力 郵便番号 ※ある場合は必ず入力
30	共同事業者① 通知物送付先住所* 〒 住所入力 都道府県 市区町村 丁目番地等 ※市区町村以外の地名は「丁目番地等」欄へ入力し、数字は全角数字で入力してください。 番が関 1 - 1 2 - 3 ⇒○ 番が関 1 丁目 1 2 番 3 号⇒× 建物名 ※ある場合は必ず入力 郵便番号 ※ある場合は必ず入力

《 4 で[法人]を選択した場合の 27 入力欄 》

【4】【法人】共同事業者（工事発注者・建築主・宅地購入者）

共同事業者・ 名。	法人名	※必ず工事発注者、建築主、宅地購入者等情報を入力してください。 【本事業では、給排水工事業者（あなた）は共同事業者に該当しません】 ※添付する契約書の発注者と一致すること ※添付する法人概要登記または印鑑証明と一致すること	
	代表者肩書、氏名	肩書	氏名
事業者・ （若所属、氏名）	事務局から送付する郵送物の送付先になります。		
	所属	氏名	
事業者・ （若住所）	事務局から送付する郵送物の送付先になります。		
	〒	住所入力	
	都道府県	市区町村	
	丁目番地等	※市区町村以外の地名は「丁目番地等」欄へ入力し、数字は全角数字で入力してください。 欄が関1-12-3⇒C 欄が関1丁目12番3号⇒C	
	建物名	※ある場合は必ず入力	
	部屋番号	※ある場合は必ず入力	
事業者・ （若連絡先）	固定	携帯	※いずれか必須

入力を確認する（印刷） ※ここまでに入力がないかチェックできます。申告内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報が入力されますのでご注意ください。

！ 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ◆予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
- ◆予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
- ※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、「誤申請」)し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面⑥

27 共同事業者の情報を入力

※ 4 で選択した内容により入力項目が変わります。自身が該当する発注者区分を確認し、下記を参照ください。

28 27 の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。
入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

《 4 で[個人]を選択した場合の 27 の入力 》

(4) 共同事業者(個人) ※工事発注者、建築主、住宅購入者等 / リース利用者、借主等

26 予⇒交 変更不可 共同事業者の氏名をそれぞれ入力(フリガナ含む)

- ◆必ず建築主・工事発注者・住宅購入者・リース利用者等の情報を入力してください。
本事業では、給湯省エネ事業者(貴社)は共同事業者に該当しません。
- ◆添付する『工事請負契約書』『リース契約書』の発注者、『不動産売買契約書』の買主、および『本人確認書類』と一致していることを確認してください。
- ◆フリガナは、必ず正しい読み方を確認して、入力してください。

27 予⇒交 変更不可 共同事業者の生年月日を西暦で入力〔数字〕

- ◆『本人確認書類』と一致していることを確認してください。
[西暦を確認したい場合はこちら]をクリックすると、和暦表記と西暦表記の対応表が表示されます。
入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が本人確認書類に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。

28 共同事業者の現住所を入力

- ◆事務局から共同事業者宛に送付する通知物の送付先住所になります。
- ◆給湯器を設置した住宅と同じ場合はチェックボックスにチェックしてください。
- ◆住所の入力方法については、P5を参照ください。

29 共同事業者の固定電話／携帯電話の番号をそれぞれ入力

- ◆日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。本事業に関して事務局より連絡する場合があります。
- ◆固定電話／携帯電話のいずれか1つの入力でも問題ありません。

30 郵送物の送付先について、共同事業者の現住所とは別の住所を希望する場合はチェックし、送付先住所を入力

- ◆チェックした場合、[共同事業者・現住所]で入力した住所と同じ住所を指定することはできません。
- ◆登録事業者の住所(担当者等)を指定することはできません。
- ◆住所の入力方法については、P5を参照ください。

《 4 で[法人]を選択した場合の 27 の入力 》

(4) 【法人】共同事業者(工事発注者、建築主、住宅購入者 / リース利用者、借主等)

31 予⇒交 変更不可 共同事業者の法人名および代表者の肩書・氏名をそれぞれ入力

- ◆必ず工事発注者・建築主・住宅購入者・リース利用者等の情報を入力してください。
本事業では、給湯省エネ事業者(貴社)は共同事業者に該当しません。
 - ◆添付する『工事請負契約書』『不動産売買契約書』『リース契約書』に記載の給湯器の導入に係る契約事業者、および『商業登記』もしくは『印鑑証明書』と一致していることを確認してください。
 - ◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株)⇒×、XXXX株式会社⇒○)
- ※予約後の交付申請において、代表者肩書・氏名の変更は可能です。

32 31 の法人の本事業担当者の所属(部署名等)・氏名をそれぞれ入力

- ◆特に所属がない場合は入力不要です。

33 32 の担当者が所属する事業所の住所を入力

- ◆事務局から送付する通知物の送付先住所になります。
- ◆住所の入力方法については、P5を参照ください。

34 32 の担当者の固定電話／携帯電話の電話番号をそれぞれ入力

- ◆日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。本事業に関して事務局より連絡する場合があります。
- ◆固定電話／携帯電話のいずれか1つの入力でも問題ありません。

続き

交付申請(予約を含む) | 入力画面

⑧交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ⑦】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

入力続ける (更新)		※ここまで入力がないかチェックできます。申告内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。	
(4) 共同事業者 (個人) ※工事発注者、建築主、住宅購入者等			
共同事業者・氏名*	氏 名 ウジ メイ	※必ず工事発注者、建築主、住宅購入者等情報を入力してください。 【本事業では、給湯省エネ事業者 (あなた) は共同事業者に該当しません。】 ※添付する契約書の発注者、本人確認書類と一致すること ※必ず正しい読み方を確認して入力	
共同事業者・生年月日*	西暦 年 月 日	※本人確認書類と一致すること ※西暦を指定したい場合はこちら ※入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が本人確認書類に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。	
共同事業者・現住所*	☐ 給湯器を設置した住宅と同じ 〒 住所入力 都道府県 市区町村 丁目番地等 建物名 部屋番号	※本人確認書類に記載の住所と一致すること。 (別途、郵便物の送付先に別の住所を指定する必要がある場合、下の「郵便物の送付先」を入力して下さい。) ※市区町村以降の地名は「丁目番地等」欄へ入力し、数字は全角数字で入力してください。 例が関1-12-3⇒○ 例が関1丁目12番3号⇒× ※ある場合は必ず入力	
共同事業者・連絡先*	固定 携帯	※いずれか必須	
郵便物の送付先	☒ 郵便物の送付先を指定する ※上の「共同事業者・住所」と同じ住所を指定することはできません。 ※登録事業者の住所 (担当者等) を指定することはできません。		
共同事業者① 通知物送付先住所*	〒 住所入力 都道府県 市区町村 丁目番地等 建物名 部屋番号		
※市区町村以降の地名は「丁目番地等」欄へ入力し、数字は全角数字で入力してください。 例が関1-12-3⇒○ 例が関1丁目12番3号⇒× ※ある場合は必ず入力			
入力続ける (更新) ※ここまで入力がないかチェックできます。申告内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。			
(5) 補助金等の情報			
29	交付申請の制限*	以下を確認し、該当するすべてにチェックを入れてください。(すべてに該当しない場合、補助の対象になりません) ☐ 本申請の対象となった高効率給湯器について、子育てエコホーム支援事業に重複して交付申請を行っていません。また、今後も行いません。	
30	ノークレジット制度の参加表明 問い合わせ先等、 詳細はこちら	入会を予定する温室効果ガス排出削減事業 (プログラム等) を選択してください。 ① 事務局が指定するノークレジット事業実施団体 (ノークレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。) に入会予定 ② 地方公共団体又は民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済 プログラム名 ※ ①を選択した場合、団体への入会手続きは事務局が行います。 補助事業者及び共同事業者は、個人情報を含む交付申請の情報のうち、当該入会手続きに必要な情報について、 ノークレジット事業実施団体及び国へ提供することに同意したことになります。 ※ ②を選択した場合、自身で参加するプログラムを探す必要があります。(参考: https://japancredit.go.jp/project/index.php#result) (該当するプログラムがない場合、①を選択してください) ※ ZEH 補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象である給湯器の温室効果ガス排出削減効果が、 既にクレジット化されている又は見込みである場合も必ず記載してください。	
31	交付申請額	¥ 0	
32	振込先口座情報*	※統括アカウントが登録された口座を指定できます。 口座検索 ・口座ID ・口座登録名 ・口座名義 ・金融機関コード ・金融機関名 ・支店コード ・支店名 ・預金種別 ☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 預金 ☐ その他 ☐ ・口座番号	
33	補助金の還元方法*	☐ 補助事業に係る契約代金に充当する方法 ☐ 現金で支払う方法	
1	仮保存 (チェックなし) 入力完了 詳細へ戻る		

! 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可** を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ◆ 予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
- ◆ 予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面⑦

(5) 補助金等の情報

29 予⇒交 変更不可 該当するすべての内容にチェック

- ◆本申請の対象となった高効率給湯器について、子育てグリーン住宅支援事業に重複して交付申請を行うことはできません。
- ◆4 の発注者が法人の場合、以下も確認してください。
 - ・分譲事業者が販売を予定する住宅に設置した高効率給湯器について、事業者自ら補助金の交付を受けることはできません。
 - ・買取再販事業者が販売を予定する住宅に設置した高効率給湯器について、事業者自ら補助金の交付を受けることはできません。
- ◆記載内容すべてに該当しない場合、補助の対象になりません。

≪ 4 [個人]を選択の場合 ≫

30 予⇒交 変更不可 参加を予定する温室効果ガス排出削減事業(プログラム)を選択

- ◆[①事務局が指定する J-クレジット事業実施団体(J-クレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう)に入会予定]を選択した場合、団体への入会手続きは事務局が行います。
なお、補助事業者および共同事業者は、個人情報を含む交付申請の情報のうち、当該入会手続きに必要な情報について、J-クレジット事業実施団体および国へ提供されることに同意したことになります。
- ◆[②地方公共団体又は民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済]を選択した場合、自身で参加するプログラムを探す必要があります。(該当するプログラムがない場合、①を選択してください)
- ◆ZEH補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象である給湯器の温室効果ガス排出削減効果が既にクレジット化されているまたは見込みである場合も②に記載してください。

31 本事業の交付申請額を確認

- ◆12 ~ 24 の内容により、自動で算出されます。

32 [口座検索]ボタンをクリックし、下記のとおり当該交付申請における補助金の振込先口座を入力

- ◆統括アカウントが予め登録した口座を以下の手順で指定してください。ここで直接入力することはできません。
(指定したい口座が登録されていない場合は、統括アカウントの利用者にご連絡ください)

〈振込先口座の指定手順〉

1 [口座検索]ボタンをクリックすると、[口座検索]画面が表示されます。

2 検索条件を入力して[検索]ボタンをクリックすると、該当する承認済の口座情報が表示されます。
※検索条件を入力しない場合は、承認済のすべての口座情報が表示されます。

3 指定したい口座を選択し、[確定]ボタンをクリックすると、当該口座の情報が自動入力されます。

※統括アカウントが登録した口座を指定できます。 [口座検索]

・口座ID: XX-00000000

・口座登録名: ○○支店用

・金融機関コード: 0000

・支店コード: 000

・預金種別: ☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 預金 ☐ その他

・口座名義: あ)XXXXXXXX

・金融機関名: ○○銀行

・支店名: ○○支店

・口座番号: 0000000

33 予⇒交 変更不可 当該交付申請の補助金の還元方法について、共同事業者と確認したものを選択

- ◆本事業の「共同事業実施規約」に記入された補助金の還元方法と同じ方法にチェックしてください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 添付書類登録画面

1 アップロードを行う上での注意事項を確認

- ◆アップロードできる1ファイルあたりの容量は、5MB以下です。5MBを超える場合は、ファイルを分割してください。
- ◆アップロードできるファイル形式は、JPEG/GIF/PNG/PDFのいずれかです。
- ◆正しい向きで保存されたファイルをアップロードしてください。
上下が反転していたり、縦横の向きが合っていない状態で保存されたファイルは、不備となる場合があります。
- ◆文字や画像が鮮明に確認できるファイルをアップロードしてください。不鮮明なファイルは、不備となる場合があります。
- ◆添付タイプ(提出書類の分類)毎に保存したファイルをアップロードしてください。
(例：『工事請負契約書』と『本人確認書類』を別のファイルとして保存⇒○、1つのファイルにまとめて保存⇒×)
複数種類の書類が含まれたファイルは、不備となる場合があります。
(契約書等、1つの書類で複数ページになるものはページ毎に分ける必要はありません)

この画面で添付が必要な書類 ※該当するものはすべて添付してください。

2 添付が必要な書類(添付タイプ)を確認

- ◆申請手続きの進捗状況における[編集完了]ボタンで確定した入力情報に基づき、提出が必要な書類が表示されます。
- ◆ここに表示される書類は、すべて添付が必要です。
(添付がない場合は、[交付申請の提出]または[予約の提出]ボタンをクリックした際にエラーとなります)
- ◆[備考]欄に表示される注意事項等をご確認ください。
- ◆[ガイド]欄の[参照]をクリックすると、本事業の『添付資料集』の当該書類ページが表示されます。
また、[ページ]欄では『添付資料集』の当該書類が記載されているページ番号が確認できます。
- ◆指定様式がある書類は、[様式・書式]欄の[様式]をクリックすると、当該書類の様式が表示されます。
出力してご使用ください。また、[記入見本]をクリックすると、当該書類の記入見本が表示されます。

添付書類

3 アップロードする書類の添付タイプを選択

※添付タイプ[90_その他]は、事務局からの指示がある場合のみ使用します。
事務局からの指示がない場合、添付した書類は審査には考慮されません。ご注意ください。

4 [ファイルを選択]ボタンをクリックし、3で選択した添付タイプのデータファイルを選択

- ◆[ファイルを選択]ボタンをクリックすると、端末のファイル選択画面が表示されます。アップロードするファイルを添付してください。
- ◆3で選択した添付タイプと異なる書類のデータを選択すると、交付申請(予約を含む)の審査において不備となります。

5 «任意» 添付する書類に関する補足等を入力

- ◆特に記載事項がない場合は、入力不要です。
- ※[備考]欄は、利用者が任意に入力できますが、事務局からの指示ではない記載内容は、審査には考慮されません。ご注意ください。

6 添付が必要な書類すべてのデータファイルを3～5の手順で選択

- ◆1つの書類タイプでデータファイルが分割されている場合は、複数の行に分けて、同じ添付タイプを選択し添付してください。
その場合、判別しやすいように書類名称を5に入力してください。
- ◆1つの画面でアップロードできるファイルは10点までです。
11点以上のファイルをアップロードする場合は、次項で[アップロード(留まる)]ボタンを使用してください。

7 [アップロード]ボタンをクリックして、3～6で選択したデータファイルをアップロード

- ◆[アップロード(詳細へ戻る)]ボタンは、当該ファイルのアップロード後に[交付申請(予約を含む)|詳細]画面に遷移します。
添付が必要なすべてのデータファイルを選択し終えた際等にご使用ください。
- ◆[アップロード(留まる)]ボタンは、当該ファイルのアップロード後も同じ画面が再表示されます。
11点以上のファイルをアップロードする場合等にご使用ください。
- ◆不要な書類や誤った添付タイプでアップロードした場合は、[交付申請(予約を含む)|詳細]画面で削除してください。

! 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれるため、未提出の書類のみ提出します。
一方、予約時に提出した書類を変更することはできません。ご注意ください。

※変更できない項目について、予約時に誤って登録してしまった場合、
当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成する必要があります。

交付申請(予約を含む) | 工事写真 添付書類登録画面

⑤工事写真の添付

工事写真の添付は[工事写真 添付書類登録]画面で行います。

申請内容により工事(撤去)前、工事(撤去)中、工事(撤去)後の写真および銘板写真の添付が必要です。

交付申請の予約時は、工事写真の添付が不要のため、この画面には遷移できません。

【交付申請(予約を含む) | 工事写真 添付書類登録のイメージ－1】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

13

1

2

3

4

【工事写真に関する注意事項】

・1製品ごとに写真をアップロードしてください。
(一括申請を除き、「写真台紙」等により、写真をまとめて提出することは使用できません。)

・工事【前】写真の取り忘れ等で提出できない等の場合、原則、補助対象になりません。(新築分譲住宅は提出不要)
ただし、1事業者につき、1回に限り「工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)」の添付により、免除を受けることができます。
なお、契約が2024年11月21日以前であって、工事看板等により工事日が確認できない場合の取り扱いも同様です。
工事【前】写真提出免除依頼書のダウンロードはこちら

・電気配線配管等の撤去は「撤去【中】」及び「撤去【後】」、電気温水器の撤去は「撤去【前】」及び「撤去【後】」を、
それぞれ補助を受ける機能ごとに写真をアップロードしてください。
(「撤去【前】」「中」「後」写真については、契約日が2024年11月21日以前の場合、工事日(撮影日)をいれた工事看板等が必要です。)

・工事【後】写真、および補助額の加算を受ける場合に必要写真の提出免除されません。

【アップロードを行う上での注意事項】

・アップロードできる1ファイルあたりの容量は、5MB以下です。5MBを超える場合は、ファイルを分割してください。
アップロードできるファイル形式は、JPG/GIF/PNG/MP4 のいずれかです。

・正しい向きで保存されたファイルをアップロードしてください。上下が反転していたり、縦横の向きが違ってない状態で保存されたファイルは、不備となる場合があります。
・文字や画像が鮮明に確認できる写真をアップロードしてください。不鮮明なファイルは、不備となる場合があります。

住宅省エネ2025キャンペーン・工事写真撮影アプリ

住宅省エネ2025キャンペーン・工事写真撮影アプリをご活用ください

●本キャンペーンの各事業において、交付申請時に提出が必要となる工事写真を撮影するためのスマートフォン用アプリです。
このアプリには事業者作業の効率化や、不適切な交付申請を防止する等の機能が搭載されています。
・アプリの詳細はこちら

●利用にあたっては、担当者アカウント：共通ポータルより、利用申請を行ってください。
・担当者アカウントにつき、最大5つのアプリ用アカウントを発行できます。
(担当者アカウントの利用者が申請業務のみを行う場合でも、現場担当者がアプリ用アカウントを取得・利用することができます)
・本アプリは無料です。(通信料はかかります)
・本アプリの利用には、iPhoneまたはAndroidのスマートフォン等が必要です。
・交付申請において、本アプリの利用は必須ではありません。

アプリの利用申請(アプリ用アカウント発行)・利用者情報の更新

(共通ポータルに遷移します)

【注意事項】

※1製品ごとに、1枚づつ提出してください。(台紙等を使用してまとめて提出することはできません。)

※工事写真の撮影における注意事項はこちら

※入力できるURLは、「工事写真撮影アプリ」で発行される、フォルダ・子フォルダ・写真の共有URLに限りです。
※「工事写真撮影アプリ」の共有URLの提出後であっても、当該写真(フォルダ・子フォルダ含む)を
削除(ゴミ箱への移動含む)した場合、事務局含む第三者は当該写真を閲覧することができないため、不備となります。

危険率給湯器の工事写真

写真(1)

工事前

○ 画像をアップロード

ファイルを選択

選択されていません

○ アプリの共有URL

※アプリ利用時のみ選択してください。

※共通備考(任意)

工事後

○ 画像をアップロード

ファイルを選択

選択されていません

○ アプリの共有URL

※アプリ利用時のみ選択してください。

※共通備考(任意)

提出後の追加

提出後の削除

※戸別申請では、添付欄を追加して、工事箇所ごとに工事前後の写真をアップロードしてください。
※一括申請では、写真台紙を活用して、複数の工事箇所の写真をまとめてアップロードすることもできます。

【性能追加】台所リモコンの工事写真

○ 画像をアップロード

ファイルを選択

選択されていません

44

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 工事写真 添付書類登録 - 1

1 工事写真の提出における注意事項を確認

- ◆1製品ごとに写真をアップロードしてください。
(一括申請を除き、「写真台紙」等により写真をまとめて提出することはできません)
- ◆工事【前】写真の撮り忘れ等で提出できない場合、原則補助対象になりません。(新築分譲住宅は提出不要)
ただし、1事業者につき、1回に限り「工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)」の添付により免除を受けることができます。
なお、契約が2024年11月21日以前であって、工事看板等により工事日が確認できない場合の取り扱いも同様です。
(ファイルは画面上の[こちら](#)からダウンロードできます)
- ◆電気蓄熱暖房機の撤去は「撤去【中】」および「撤去【後】」、電気温水器の撤去は「撤去【前】」および「撤去【後】」を、それぞれ補助を受ける機器ごとに写真をアップロードしてください。
(「撤去【前】【中】」写真については、契約日が2024年11月21日以前の場合、工事日(撮影日)を入れた工事看板等が必要です)
- ◆工事【後】写真、および補助額の加算を受ける場合に必要な写真は提出の免除を受けることができません。

2 アップロードを行う上での注意事項を確認

- ◆アップロードできる1ファイルあたりの容量は、5MB以下です。5MBを超える場合は、ファイルを分割してください。
- ◆アップロードできるファイル形式は、JPEG/GIF/PNG/PDFのいずれかです。
- ◆正しい向きで保存されたファイルをアップロードしてください。
上下が反転していたり、縦横の向きが合っていない状態で保存されたファイルは、不備となる場合があります。
- ◆文字や画像が確認できる写真をアップロードしてください。不鮮明な写真は、不備となる場合があります。

3 工事写真撮影アプリの活用についての案内を確認

- ◆本キャンペーンの各事業において、交付申請時(予約を含む)に提出が必要となる工事写真を撮影するためのスマートフォン用アプリ「住宅省エネ2025キャンペーン・工事写真撮影アプリ」を導入します。
- ◆本事業の写真(工事(撤去)前写真、工事(撤去)中、工事(撤去)後写真、銘板写真)は、本アプリの共有URLを入力することでも提出できます。
- ◆本アプリの利用は必須ではありません。
本アプリは無料で利用できます。(通信料はかかります)
- ◆詳細は、[アプリの詳細は[こちら](#)]をクリックして表示される文書にてご確認ください。
- ◆本アプリは、お使いのスマートフォン等に専用アプリのダウンロードが必要です。
本アプリを利用する場合は、[アプリの利用申請(アプリ用アカウント発行)・利用者情報の更新]ボタンをクリックし、共通ポータル[工事写真撮影アプリ利用申請]画面より申請をしてください。

4 注意事項を確認

- ◆1製品ごとに、1枚ずつ提出してください。(一括申請用の写真台紙等は使用できません)
- ◆[工事写真の撮影における注意事項は[こちら](#)]をクリックすると、『【補足資料】提出する写真の撮影における注意事項』が表示されます。
- ◆入力できるURLは工事写真撮影アプリから発行されるフォルダ・子フォルダ・写真の共有URLに限ります。
- ◆工事写真撮影アプリの共有URLの提出後であっても、当該写真(フォルダ・子フォルダ含む)をアプリ内で削除
(「ゴミ箱」への移動を含む)した場合、事務局含む第三者は当該写真を閲覧できないため、不備となります。

5 [アプリ・管理画面ページへ]ボタンをクリックし、工事写真撮影アプリの管理WEBページを表示

- ◆ログインして、管理WEBページを表示してください。

続き

交付申請(予約を含む) | 工事写真 添付書類登録画面

⑤工事写真の添付

【交付申請(予約を含む) | 工事写真 添付書類登録のイメージ-2】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

住宅省エネ2025キャンペーン・工事写真撮影アプリをご活用ください

- 本キャンペーンの各事業において、交付申請時に提出が必要となる工事写真を撮影するためのスマートフォンアプリです。
このアプリには**事務作業の効率化**や、**不適切な交付申請を抑制**する等の機能が搭載されています。
・アプリの詳細はこちら
- 利用にあたっては、担当者アカウント：共通ポータルより、利用申請を行ってください。
・担当者アカウントにつき、最大5つのアプリ用アカウントを発行できます。
(担当者アカウントの利用者が申請業務のみを行う場合でも、現場担当者がアプリ用アカウントを取得・利用することができます)
・本アプリは無料で利用できます。(通信料はかかります)
・本アプリの利用には、iPhoneまたはAndroidのスマートフォン等が必要です。
・交付申請において、本アプリの利用は必須ではありません。

アプリの利用申請 (アプリ用アカウント発行)・利用者情報の更新 (共通ポータルに遷移します)

【注意事項】

※1製品ごとに、1枚ずつ提出してください。(台帳等を使用してまとめて提出することはできません。)

※工事写真の撮影における注意事項はこちら

※入力できるURLは、「工事写真撮影アプリ」で発行される、フォルダ・子フォルダ・写真の共有URLに限ります。

※【工事写真撮影アプリ】の共有URLの提出後であっても、当該写真(フォルダ・子フォルダ含む)を削除(ゴミ箱への移動含む)した場合、事務局含む第三者は当該写真を閲覧することができないため、不備となります。

高効率給湯機の工事写真

写真(1)	工事前	7	○ 画像をアップロード	8	ファイルを選択	選択されていません
		○ アプリの共有URL	※アプリ利用時のみ選択してください。			
		※共通備考 (任意)	10			
		7	○ 画像をアップロード	8	ファイルを選択	選択されていません
写真(1)	工事後	7	○ 画像をアップロード	8	ファイルを選択	選択されていません
		○ アプリの共有URL	※アプリ利用時のみ選択してください。			
		※共通備考 (任意)	10			
		7	○ 画像をアップロード	8	ファイルを選択	選択されていません

11

提出後の追加 提出後の削除

※戸別申請では、添付欄を追加して、工事箇所ごとに工事前後の写真をアップロードしてください。
※一括申請では、写真台帳を活用して、複数の工事箇所の写真をまとめてアップロードすることもできます。

12

【性能加算】台所リモコンの工事写真

写真(1)	工事後	○ 画像をアップロード	ファイルを選択	選択されていません
		○ アプリの共有URL	※アプリ利用時のみ選択してください。	
		※共通備考 (任意)		
		○ 画像をアップロード	ファイルを選択	選択されていません

提出後の追加 提出後の削除

※戸別申請では、添付欄を追加して、工事箇所ごとに工事前後の写真をアップロードしてください。
※一括申請では、写真台帳を活用して、複数の工事箇所の写真をまとめてアップロードすることもできます。

【撤去加算】電気温水給湯機の工事写真

写真(1)	撤去中	○ 画像をアップロード	ファイルを選択	選択されていません
		○ アプリの共有URL	※アプリ利用時のみ選択してください。	
		※共通備考 (任意)		
		○ 画像をアップロード	ファイルを選択	選択されていません
写真(1)	撤去後	○ 画像をアップロード	ファイルを選択	選択されていません
		○ アプリの共有URL	※アプリ利用時のみ選択してください。	
		※共通備考 (任意)		
		○ 画像をアップロード	ファイルを選択	選択されていません

提出後の追加 提出後の削除

※戸別申請では、添付欄を追加して、工事箇所ごとに工事前後の写真をアップロードしてください。
※一括申請では、写真台帳を活用して、複数の工事箇所の写真をまとめてアップロードすることもできます。

5

アプリ・管理画面ページへ

13

アップロード (詳細へ戻る) アップロード (戻る) 帰へ戻る

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 工事写真 添付書類登録-2

6 [工事(撤去)前][工事(撤去)中][工事(撤去)後]を確認

※同じ[書類(n)]欄の工事(撤去)前、工事(撤去)中、工事(撤去)後の写真は同一部位の工事について、前後または中後の写真をアップロードしてください。

7 該当する写真の提出方法を選択

- ◆写真を直接アップロードする場合は[画像をアップロード]を選択してください。
- ◆工事写真撮影アプリを使用する場合は、[アプリの共有URL]を選択してください。

≪ 7 で[画像をアップロード]を選択した場合 ≫

8 [ファイルを選択]ボタンをクリックし、6 で確認した内容に該当する写真のデータファイルを選択

≪ 7 で[アプリの共有URL]を選択した場合 ≫

9 工事写真撮影アプリの共有URLを入力

- ◆フォルダの共有URL、子フォルダの共有URL、写真の共有URLのいずれかを入力してください。

10 ≪任意≫ 添付する写真の「部屋番号」「製品の名称」等に関する補足情報を入力

※工事(撤去)前と工事(撤去)後、または工事(撤去)中と工事(撤去)後の写真を提出する場合、前後または中後の備考にそれぞれ同じ情報を入力してください。

11 写真の添付欄を追加・削除する場合に、それぞれクリック

- ◆[添付欄の追加]をクリックすると、添付欄が1行追加されます。
- ◆添付欄が2行以上ある場合、[添付欄の削除]をクリックすると、一番下の添付欄が削除されます。

12 添付が必要な写真をすべて 6 ～ 11 の手順で、選択・入力

13 [アップロード]ボタンをクリックして、6 ～ 12 で選択したデータファイルをアップロード

- ◆[アップロード(詳細へ戻る)]ボタンは、当該ファイルのアップロード後に[交付申請(予約を含む) | 詳細]画面に遷移します。添付が必要なすべてのデータファイルを選択し終えた際等にご使用ください。
- ◆[アップロード(留まる)]ボタンは、当該ファイルのアップロード後も同じ画面が再表示されます。
- ◆不要な書類や誤った添付タイプでアップロードした場合は、[交付申請(予約を含む) | 詳細]画面で削除してください。

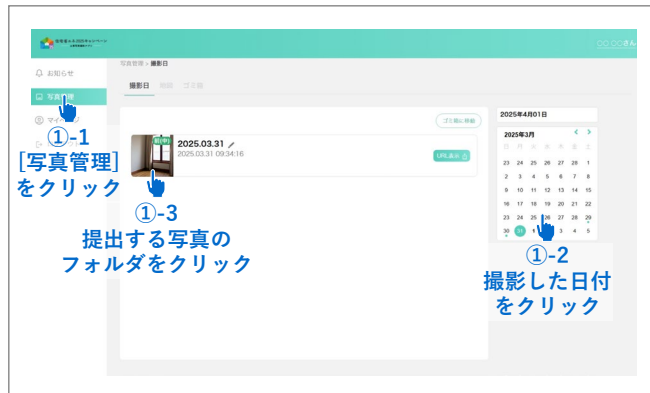
【補足】工事写真撮影アプリ 共有URLの入手について

「住宅省エネ2025キャンペーン・工事写真撮影アプリ」を利用して工事写真を提出する際は[工事写真撮影アプリ 管理画面]より[写真の共有URL][フォルダの共有URL]を入手(コピー)し、[交付申請(予約) | 工事写真 添付書類登録画面]の当該箇所へ貼り付けてください。

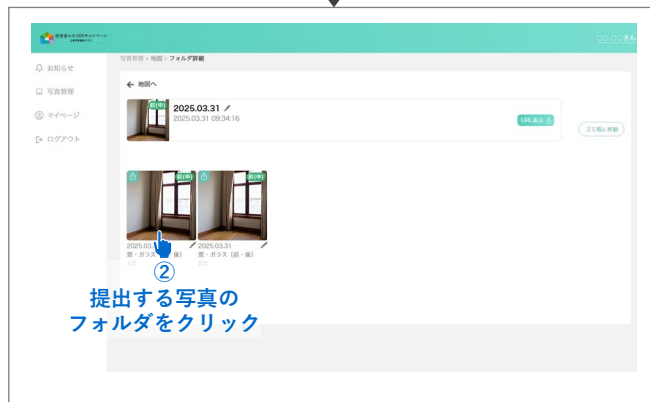
「写真」の共有URLの入手方法

※イメージ画像等は「開口部の改修」を行った場合で掲載していますが、他の工事内容でも操作方法は同じです。

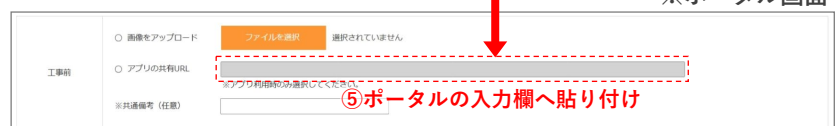
《[撮影日]より写真を探す場合》



《[地図]より写真を探す場合》



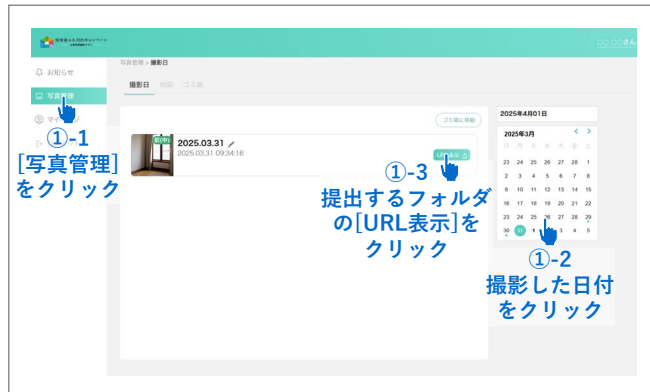
※ポータル画面



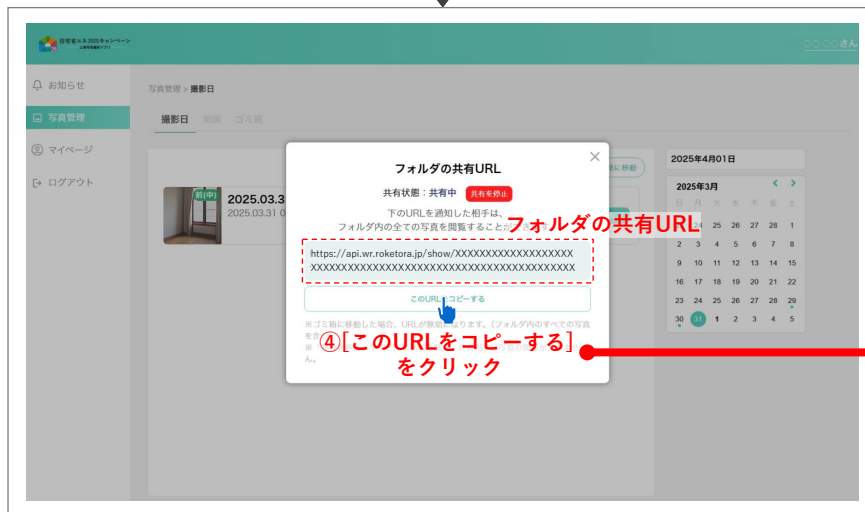
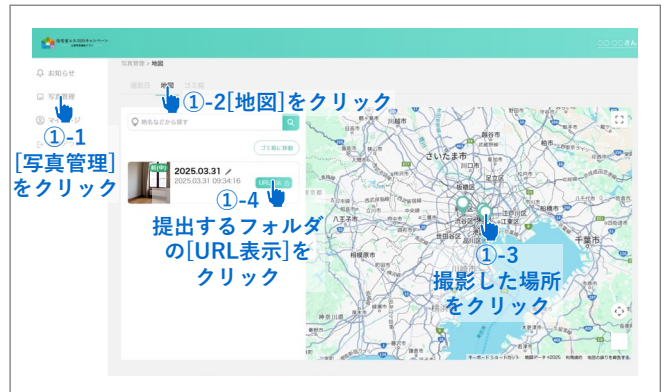
「フォルダ」の共有URLの入手方法

※イメージ画像等は「開口部の改修」を行った場合で掲載していますが、他の工事内容でも操作方法は同じです。

《[撮影日]より写真を探す場合》



《[地図]より写真を探す場合》



※ポータル画面

⑤ポータルへの入力欄へ貼り付け

【補足】交付申請(予約を含む)提出後の画面について

[交付申請(予約を含む) | 詳細]画面で、交付申請(予約を含む)を提出後、画面が以下のようになります。

必ずご自身が行った交付申請(予約を含む)が提出されているかをご確認ください。

※予約後の交付申請を除いて、提出がされていない交付申請(予約を含む)は予算が確保されません。ご注意ください。

【交付申請(予約を含む)詳細画面 / 提出前のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

「交付申請(予約を含む)を作成できます」と表示されています

「編集」⇒「編集完了」⇒「予約の提出」⇒「工事実行を待つ」⇒「予約の提出」⇒「交付申請の提出」

手続きを進めるボタンが表示されています

交付申請ステータスは「作成中」または「編集完了」と表示されています

管理情報	
作成日	2025/04/30
交付申請番号	Q400000000 ☐ ワンストップ申請から作成 ※現在、この申請の予算は確保されていません。 (交付申請(予約)を「作成中」から「審査中」に変更すると、予算が確保されます。)
共同事業者(氏)	既存
交付申請ステータス	作成中
交付申請提出日	
交付決定日	
交付確定日	
予約提出日	
不備訂正依頼日	
最終更新日	2025/04/30
申請タイプ	購入・工事(戸別)
交付申請額(予約を含む)	0
交付確定額	
予約期間	※予約の審査中に工事完了した場合、新規に交付申請を作成、提出できます。 ただし、必ず本予約は「却下依頼」を行ってください。
不備訂正期限	※不備訂正期限の期間に再度の案内は行いませんので、ご注意ください。

【交付申請(予約を含む)詳細画面 / 提出後(交付申請の予約)のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

「交付申請(予約)を受付しました」と表示されています

※当該申請の却下をする場合以外は押さないでください。

「却下依頼」

手続きを進めるボタンは表示されていません

交付申請ステータスは「審査中」に変わります

交付申請を提出した場合に表示されています

交付申請の予約を提出した場合に表示されています

管理情報	
作成日	2025/04/30
交付申請番号	Q400000000 ☐ ワンストップ申請から作成 ※現在、この申請の予算は確保されています。 (予約はステータスによらず予約期間内に限ります)
共同事業者(氏)	住宅
交付申請ステータス	審査中
交付申請提出日	
交付決定日	
交付確定日	
予約提出日	2025/04/30
不備訂正依頼日	
最終更新日	2025/04/30
申請タイプ	購入・工事(戸別)
共同事業者(名)	三都
最終ステータス遷移日	2025/04/30
交付申請額(予約を含む)	130,000
交付確定額	
予約期間	2025/07/30 ※予約の審査中に工事完了した場合、新規に交付申請を作成、提出できます。 ただし、必ず本予約は「却下依頼」を行ってください。
不備訂正期限	※不備訂正期限の期間に再度の案内は行いませんので、ご注意ください。

≪[審査進捗のメール受信設定]で[受信する]を選択している場合≫

事務局が交付申請(予約を含む)の提出を受け付け、交付申請ステータスが[審査中]の状態になると、登録されているメールアドレスに通知が届きます。

※ワンストップ申請により提出された交付申請(予約を含む)は、本ポータルに反映されるまでには一定時間を要します。
本ポータルに反映が完了すると、登録されているメールアドレスに通知が届きます。



給湯省エネ
2025事業

第4章

その他

戸別申請	K1	K2
	K3	L

予約の有効期限について

交付申請の予約における有効期間は、以下①②のうち、いずれか早い日付までです。
有効期限を超過した予約は、交付申請ステータスによらず失効します。(事前の通知は行いません)

①交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後（例：5月1日に提出した場合、8月2日0時に失効します）

②2025年12月31日

なお、以下③④の場合は、予約の有効期限を待たずに予約は失効となります。

③提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日

④予約承認後、交付申請を提出した日^{*1}

*1 予約後の交付申請により継続して予算は確保されますが、当該交付申請が却下または取下げられた場合、予算は確保されなくなります。

※ 有効期間を超過した予約であっても、予約の受付期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。
また、交付申請の受付期間内であれば、交付申請を行うことができます。ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

【交付申請(予約を含む) | 詳細画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

ブラウザの「戻る」ボタンは
使用できません。

【専用ポータル③】給湯省エネ2025事業

1 画1 次 送部

TOPに戻る

新規申請（予約を含む）

交付申請検索

変更依頼（給湯省エネ）

購入・工事（戸別）

◆ 交付申請の予約を受付ました。
交付申請は、事務局の予約の審査完了以降に登録を行うことができます。

※事務局からの不備等の連絡はメールで行います。
@kyutou-shoene2025.jpのドメインからのメールが受信できるように迷惑フィルター等の設定を行ってください。

即下依頼

管理情報

作成日	2025/04/30	最終更新日	2025/04/30
交付申請番号	0400000000 ワンストップ申請から作成 ※現在、この申請の予算は確保されています。 (予約はステータスによらず予約期限内に限りります)	申請タイプ	購入・工事（戸別）
共同事業者（氏）	住宅	共同事業者（名）	一号
交付申請ステータス	審査中	最終ステータス遷移日	2025/04/30
交付申請提出日		交付申請額（予約を含む）	130,000
交付決定日		交付確定額	
予約提出日	2025/04/30	予約期限	2025/07/30 ※予約の審査中に工事完了した場合、新規に交付申請を作成、提出できます。 ただし、必ず本予約は「即下依頼」を行ってください。
不備訂正依頼日		不備訂正期限	※不備訂正期限の起算に再度の案内は行いませんので、ご注意ください。
登録事業者番号	S000000	法人名（屋号）	〇〇株式会社
工事前写真免除除権書裏紙 （他のアカウントを含む）	☐ あり	実績となった交付申請 （1件目）	

※Vがある場合、正しい工事前写真が提出できない給湯器は、補助金の交付を受けることはできません。

※は必ず入力してください。

（1）補助事業の概要

エネルギー小売区分・	☐ 他社取り扱い工事（子会社等が契約するコースを含む） ☒ 自社取り扱い工事
申請区分・	☒ 交付申請の予約 ☐ 交付申請
発注者区分	☒ 個人 ☐ 法人
受注区分・	☐ 新築注文住宅 ☐ 新築分譲住宅 ☒ リフォーム ☐ 交換条件付購入（新しい給湯器との交換が売買契約の条件に付されているもの）
建物区分・	☒ 戸建 ☐ 共同住宅等（二世帯住宅を含む）
住宅所有区分・	☒ 持家（自己居住用） ☐ 持家（別荘等） ☐ 賃貸 ☐ 社宅 ☐ 借家 ☐ その他（ ）
給湯器を設置した 住宅の所在地・	〒 1000013 都道府県 東京都 市区町村 千代田区 丁目番地等 露が関0-0-0 建物名 部屋番号 ☐ 建物名・部屋番号がない場合、チェックしてください（入力不要になります） （二世帯住宅、長屋、賃貸併用住宅等）

各項目の詳細

予約情報

／交付申請(予約を含む) | 詳細画面

1▶ 当該交付申請の予約を提出した日を表示**2**▶ 当該交付申請の予約の有効期限の日付を表示

◆交付申請を提出すると、予算が確保されている状態となり、予約期限の日付は「空欄」になります。

◆予約の有効期限切れ等で再度、交付申請の予約を提出した場合は、新たな予約期限が表示されます。

※予約の審査中に工事完了した場合、新規に交付申請を作成、提出できます。

ただし、必ず当該予約は「**却下依頼**」を行ってください。

3▶ 当該交付申請の予算の確保の状況を表示

◆表示される内容は以下の通りです。

《**予算が確保されている場合**》

「※現在、この申請の予算は確保されています。(予算はステータスによらず予約期限内に限ります)」

《**予算が確保されていない場合**》

「※現在、この申請の予算は確保されていません。(交付申請(予約を含む)の提出前、予約申請後の予約期限切れ等)」

変更依頼(担当者アカウント)

「変更依頼(担当者アカウント)」機能とは、交付決定後にやむを得ない理由等により、利用者が再編集できない共同事業者の項目に生じた変更や交付決定を受けた交付申請の取下げを依頼する機能です。

※審査中における交付申請(予約を含む)の不備訂正等を行う機能ではありません。

なお、事務局での変更依頼対応は、対応完了までに一定のお時間を要します。

【登録情報の変更依頼画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

ブラウザの「戻る」ボタンは
使用できません。

【専用ポータル③】給湯省エネ2025事業

省エネ 次郎

TOPに戻る 新規申請 (予約を含む) 交付申請検索 変更依頼 (給湯省エネ)

登録情報の変更依頼

「変更依頼 (担当者アカウント)」機能とは、
交付決定を受けた交付申請において、やむを得ない理由等により、
利用者が再編集できない共同事業者の項目に変更があった場合の変更や、
交付決定を受けた交付申請の取り下げを依頼する機能です。
※審査中の交付申請 (予約を含む) の不備の訂正等を行う機能ではありません。

以下【新規作成】ボタンから変更依頼データを作成し、
所定の『給湯省エネ事業者・登録情報等変更依頼書 (担当者アカウント用)』を添付してください。

提出された変更依頼を事務局が確認・対応するには数日を要します。
なお、上記に該当しないご意見・お問い合わせや変更依頼は事務局は一切対応しませんので、予めご了承ください。

依頼書のダウンロード

1 新規作成

2

3

4

検索

依頼種別 選択してください

変更依頼ステータス

作成日 初回提出日

確認依頼日 依頼完了日

依頼却下日 確認フラグ (事業者)

検索 リセット

検索結果

前を表示 次を表示 1 / 1 ページ 1 1 - 1件 / 1件

	依頼番号	依頼種別	ステータス	作成日	初回提出日	依頼完了日	依頼却下日
詳細	000000000	【要依頼書添付】交付決定後の共同事業者の氏名の変更	作成中	2025/04/30 22:04:05			

前を表示 次を表示 1 / 1 ページ 1 1 - 1件 / 1件

各項目の詳細

変更依頼(担当者アカウント)①

／登録情報の変更依頼画面

1 [新規作成]ボタン

変更依頼を新規作成し、[編集]画面に遷移します。

2 [依頼書のダウンロード]ボタン

変更依頼の内容によっては『登録情報等変更依頼書』の作成、提出が必要な場合があります。
依頼書には給湯省エネ事業者の押印が必要です。
こちらのボタンから『登録情報変更依頼書』をダウンロードすることができます。

3 検索

過去に作成した変更依頼を、検索条件を設定することで絞り込みを行うことができます。
任意で設定し、[検索]ボタンをクリックすると、検索結果が表示されます。

4 検索結果

3 の検索結果が表示されます。
[詳細]ボタンから[詳細]画面に遷移し、編集や添付を行うことができます。

続き

変更依頼(担当者アカウント)

【登録情報の変更依頼 | 編集画面のイメージ】

変更依頼の登録は編集画面から始まります。

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

ブラウザの「戻る」ボタンは
使用できません

【専用ポータル③】給湯省エネ2025事業 (PRE環境)

省エネ 次郎

TOPに戻る 新規申請 (予約を含む) 交付申請検索 変更依頼 (給湯省エネ)

登録情報の変更依頼

登録情報の変更依頼 の編集

1 **登録** キャンセル 全て開く | 全て閉じる

※必須は必ず入力してください。(仮保存はできません)

▼ 依頼情報

依頼番号	
依頼種別 必須	選択してください
変更依頼ステータス	
交付申請番号 必須	Q
依頼内容 必須	

3 履歴 (依頼内容)
履歴 (事務局コメント)

2 初回提出日時
確認依頼日
依頼完了日
依頼却下日

1 **登録** キャンセル

各項目の詳細

変更依頼(担当者アカウント)②

／登録情報の変更依頼画面

1 [登録]ボタン

◆表示されたボタンをクリックすると、以下の動作を行います。なお、仮保存の機能はありません。

ボタン	動作
	入力した編集情報を登録し、[詳細]画面に遷移します。 ※初回に[登録]ボタンをクリックした後、ボタン名が[更新]に変わります。

◆登録にあたっては、依頼内容により『登録情報等変更依頼書』が必要です。

2 変更内容の入力

◆以下の項目を入力して、登録を進めます。

項目	内容
依頼番号	新規登録された変更依頼に固有に付番される番号 ※[登録]ボタンをクリック後に表示されます。
依頼種別 <必須>	プルダウンから変更依頼する項目を選びます。 (1)【要依頼書添付】交付決定後の共同事業者の氏名の変更 (2)【要依頼書添付】交付決定後の共同事業者の法人名・管理組合名の変更 (3)【要依頼書添付】交付決定を受けた交付申請の取下げ (4)その他事務局から指示があった場合 ※(1)～(3)は必ず「登録情報等変更依頼書」の提出が必要です。
交付申請番号 <必須>	交付申請番号(Qを除いた数字9桁)を入力してください。
依頼内容 <必須>	依頼内容を入力してください。 <入力例> 項目名 : 共同事業者名・氏名 変更内容 : (変更前)ジュウタク サプロウ (変更後)ジュウタク サンロウ
確認フラグ(事業者)	利用者が任意にチェックして利用できます。 依頼内容が反映されたことの識別等に利用してください。 ※登録後に表示される項目のため、新規登録時には項目の表示はありません。
初回提出日時	利用者が、当該変更依頼を提出した日時(初回) ※[提出]ボタンをクリック後に表示されます。
確認依頼日	事務局が提出された変更依頼を、給湯省エネ事業者へ差し戻した日付
依頼完了日	事務局が提出された変更依頼の対応を完了した日付
依頼却下日	事務局が提出された変更依頼を却下した日付

3 事務局使用欄 等

続き

変更依頼(担当者アカウント)

【登録情報の変更依頼 | 詳細画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

ブラウザーの「戻る」ボタンは
使用できません

【専用ポータル③】給湯省エネ2025事業（PRE環境）

省エネ 次郎

TOPに戻る 新規申請（予約を含む） 交付申請検索 変更依頼（給湯省エネ）

○ 登録情報の変更依頼

登録情報の変更依頼の詳細

1 **提出** **編集** 戻る 全て開く | 全て閉じる

▼ 依頼情報

依頼番号	000000000
依頼種別	【要依頼書添付】 交付決定後の共同事業者の氏名の変更
変更依頼ステータス	作成中
交付申請番号	Q000000000
依頼内容	項目名：共同事業者・氏名 変更内容：（変更前）ｼﾞｬｸｸﾞ ﾘﾝﾄﾞ （変更後）ｼﾞｬｸｸﾞ ﾘﾝﾄﾞ
確認フラグ（事業者）	無効
履歴（依頼内容）	2025/04/30 17:31 : 項目名：共同事業者・氏名 変更内容：（変更前）ｼﾞｬｸｸﾞ ﾘﾝﾄﾞ （変更後）ｼﾞｬｸｸﾞ ﾘﾝﾄﾞ
履歴（事務局コメント）	
初回提出日時	
確認依頼日	
依頼完了日	
依頼却下日	

3 **依頼書のダウンロード** 所定の「給湯省エネ事業者・登録情報等変更依頼書（担当者アカウント用）」、および併せて必要となる書類を添付してください。
交付決定を受けた交付申請の取り下げに必要な「取り下げ申請書（様式7）」のダウンロードはこちら。

▼ 添付ファイル

▼ 変更依頼添付

◀ 前を表示 | 次を表示 ▶ 0件

	添付タイプ	ファイル名	登録日	備考
4 追加				

◀ 前を表示 | 次を表示 ▶ 0件

1 **提出** **編集** 戻る

変更依頼添付

最大化 閉じる

変更依頼添付の編集

登録 キャンセル 全て開く | 全て閉じる

▼ 変更依頼添付

変更依頼	000000000
添付タイプ 必須	☐ 登録情報等変更依頼書 ☐ その他
添付ファイル	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
備考	

登録 キャンセル

各項目の詳細

変更依頼(担当者アカウント)③

／登録情報の変更依頼画面

1 [登録][編集]ボタン

◆表示されたボタンをクリックすると、それぞれ以下の動作を行います。

ボタン	動作
提出	変更依頼内容の入力および必要に応じて添付を行い、事務局に変更依頼を提出します。 ※[提出]ボタンが表示されている間は事務局へ提出されたことにはなりません。 (提出後、ボタンは非表示になります)
編集	変更依頼の[編集]画面に遷移します。

※事務局での変更依頼対応は、対応完了までに一定のお時間を要します。

2 編集状況の表示

◆[編集]画面で入力・登録した情報を確認できます。

3 [依頼書のダウンロード]ボタン

◆変更依頼には、依頼内容により『登録情報等変更依頼書』が必要です。(押印必須)

4 変更依頼書の添付

◆[追加]ボタンをクリックすると、別画面が表示されます。
以下の項目を選択して、登録を進めます。

項目	内容
添付タイプ 《必須》	[登録情報等変更依頼書]または[その他]を選択してください。
添付ファイル 《必須》	添付するファイルを選択してください。
備考	必要に応じてご使用ください。

【補足】事務局への提出状況・変更依頼対応状況の確認方法

【登録情報の変更依頼 | 詳細画面のイメージ】

a [初回提出日時]欄

■事務局へ提出する前は「空欄」

初回提出日時	
--------	--

■事務局へ提出した後は「日時」が表示

初回提出日時	2025/04/30 18:31:53
--------	---------------------

b [確認依頼日]欄

■事務局が給湯省エネ事業者に対して、提出された変更依頼の内容を確認する依頼をした場合は「日付」が表示

確認依頼日	2025/04/30
-------	------------

c [依頼完了日][依頼却下日]欄

■事務局が変更依頼の対応した後は依頼完了日に「日付」が表示

依頼完了日	2025/04/30
依頼却下日	

■事務局が変更依頼を却下した場合、依頼却下日に「日付」が表示

依頼完了日	
依頼却下日	2025/04/30

※事務局での変更依頼対応は、
対応完了までに一定のお時間を要します。



給湯省エネ
2025事業

第5章

参考資料

戸別申請	K1	K2
	K3	L

交付申請(予約を含む) | 詳細画面の管理情報について

交付申請の作成日や交付決定日等の日付情報等、各申請のサマリや状況は、[交付申請(予約を含む) | 詳細]画面上部に表示されます。自身が行った交付申請(予約を含む)の状況を確認する際に参照してください。

【交付申請(予約を含む) | 詳細画面 管理情報】

管理情報			
作成日	2025/04/15	最終更新日	2025/04/15
交付申請番号	Q400000000 ☐ ワンストップ申請から作成 ※現在、この申請の予約は解除されていません。 (交付申請(予約を含む)の提出前、予約申請後の予約期限切れ等)	申請タイプ	購入・工事 (戸別)
共同事業者 (氏)	既存	共同事業者 (名)	リフォーム
交付申請ステータス	作成中	最終ステータス遷移日	2025/04/15
交付申請提出日		交付申請額 (予約を含む)	0
交付決定日			
交付確定日		交付確定額	
予約提出日		予約期限	※予約の審査中に工事完了した場合、新規に交付申請を作成、提出できます。 ただし、必ず本予約は「却下依頼」を行ってください。
不備訂正依頼日		不備訂正期限	※不備訂正期限の満期に再度の案内は行いませんので、ご注意ください。
登録事業者番号	S000000	法人名 (屋号)	〇〇株式会社
工事前写真免除依頼書実績 (他のアカウントを含む)	☐ あり ※Vがある場合、正しい工事前写真が提出できない範囲は、補助金の交付を受けることはできません。	実績となった交付申請 (1件目)	

【管理情報記載項目の詳細】

項目名	詳細	項目名	詳細
作成日	当該交付申請を作成した日 ※ [交付申請(予約を含む)の新規作成]画面から作成を開始した日	最終更新日	当該交付申請の入力等を更新し、入力完了(仮保存含む)した直近の日
交付申請番号	当該交付申請における管理上の番号 (Q+数字9桁の番号)	申請タイプ	当該交付申請の申請区分
共同事業者氏名	工事を発注した(補助金の還元を受ける)方の氏名		
交付申請ステータス	当該交付申請の現在の申請ステータス ※ 詳細は次ページ参照	最終ステータス遷移日	交付申請ステータスが更新された日
交付申請提出日	当該交付申請を提出した日 ※ [交付申請(予約を含む)の詳細画面にて、 [交付申請の提出]ボタンを押した日	交付申請額(予約を含む)	当該交付申請(予約を含む)で、 入力完了(仮保存含む)した時点での交付申請額
交付決定日	事務局が当該交付申請(予約を含む)の 交付決定を行った日		
交付確定日	当該交付申請の交付確定日	交付確定額	当該交付申請の交付確定額
予約提出日	当該交付申請の予約を提出した日 ※ [交付申請(予約を含む) 入力]画面にて [予約の提出]ボタンを押した日	予約期限	交付申請の予約における有効期間
不備訂正依頼日	事務局が当該交付申請(予約を含む)において、 不備等の訂正を求めた日	不備訂正期限	当該交付申請(予約を含む)において、 不備等の訂正を行うことが可能な期限の日
登録事業者番号	統括アカウントにて登録した事業者の番号	法人名(屋号)	当該統括アカウントの法人名(屋号)
工事前写真 免除依頼書実績 (他の担当者アカウントを含む)	免除実績の有無	実績となった 交付申請(1件目)	免除対象となった交付申請番号

※次ページへ続く

【交付申請ステータスの詳細】（《共通》は、交付申請と交付申請の予約で共通です）

交付申請ステータス	状態	編集可否	予算確保
作成中 《共通》	利用者が、入力している状態	○	× *1
編集完了 《共通》	利用者が、書類を添付している状態([作成中]に戻すことができます)	○	× *1
審査中 *2 《共通》	事務局が審査をしている状態	×	○
審査中(要電話確認) 《共通》	事務局の審査の結果、利用者に電話確認が必要な状態	×	○
訂正依頼 *2 《共通》	事務局が、利用者に不備等の訂正を求めている状態	○	○
予約済 *2	事務局による交付申請の予約の審査が終わり、予約が確定した状態 交付申請の登録に進むことができます。	○	○
交付決定 *2	事務局による交付申請の審査が終わり、交付決定が行われた状態	×	○
受付却下 *2 《共通》	不備訂正期限までに不備の訂正に至らなかった、予約済の交付申請について利用者が 交付申請の提出に至らなかった、等により、事務局が交付申請(予約を含む)の受付を 却下した状態([作成中]に戻すことができます)	○	×
申請取下 *2 《共通》	事務局の審査の結果、申請を無効化した状態(再編集できません)	×	×
誤申請 《共通》	利用者が、交付申請を削除した状態 ([再編集]ボタンをクリックすることで、[作成中]のステータスに戻すことができます)	×	×

*1 交付申請の予約を行った場合、予約の有効期限内については予算が確保されます。

*2 審査進捗のメール受信設定を「受信する」にしている場合、当該交付申請ステータスに遷移した時点で登録されているメールアドレスに通知が届きます。



給湯省エネ
2025事業

第6章

変更履歴

戸別申請	K1	K2
	K3	L

[illegible]

